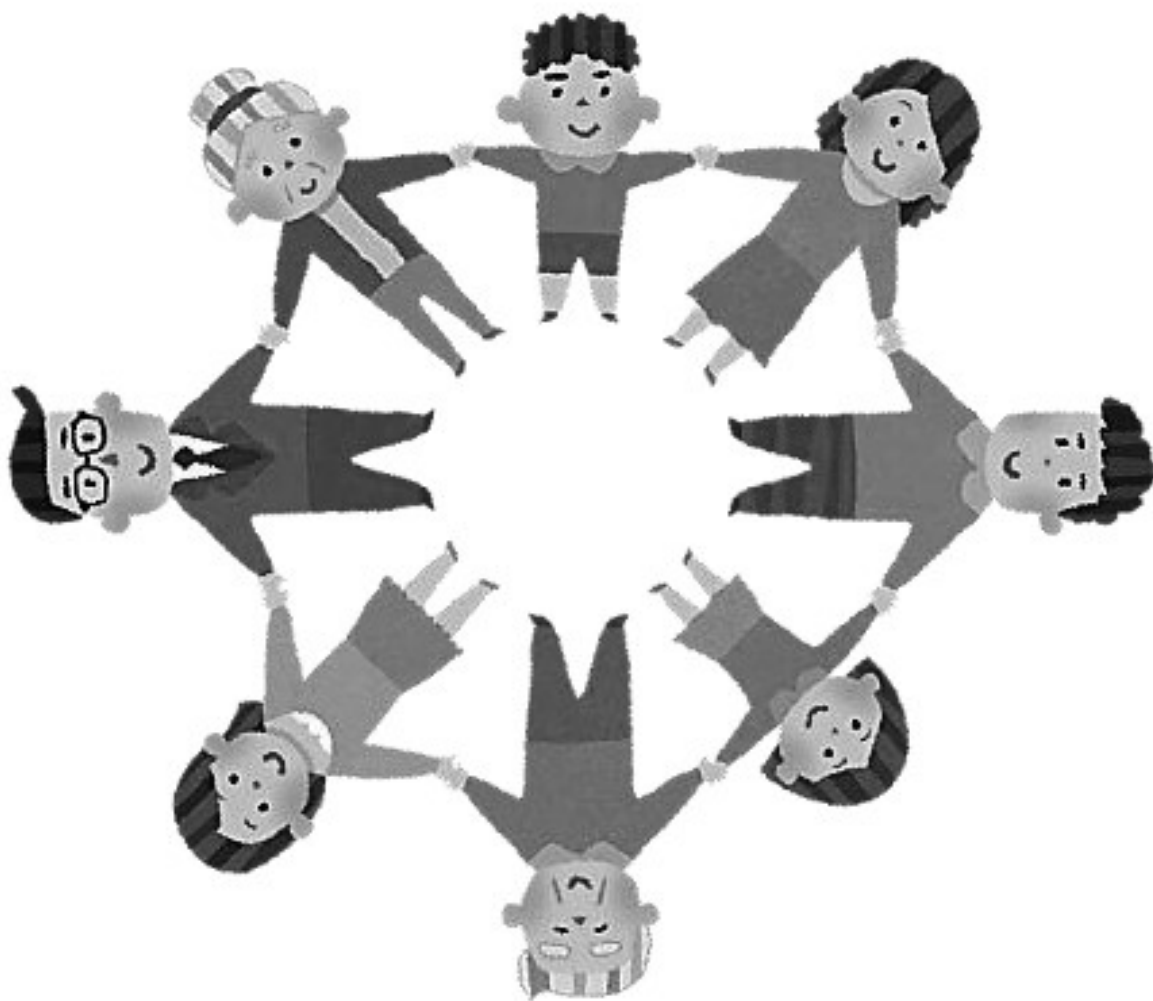


自分たちのまちは、自分たちでよくする

自治会活動の 手引き

—平成 28 年度 改訂版—

(R7.5 一部改訂)



長崎市市民生活部自治振興課

はじめに

自治会は、地域コミュニティの根幹として、住民同士の親睦を深める活動やごみの分別・防犯等の生活環境を向上させる活動、災害時における相互協力など、だれもが安全安心に暮らせる住みよいまちづくりの実現に向けて、非常に大きな役割を果たしています。

しかしながら、近年、少子・高齢化や核家族化の進行、生活スタイルや価値観の多様化といった社会情勢の変化に伴って、地域を基盤とした人と人とのつながりが希薄化しているといわれており、未加入者への対応や担い手の不足、役員の高齢化など、自治会を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるのも事実です。

この「自治会活動の手引き」は、自治会運営の一助になればと考え、加入促進や活動の紹介、自治会と関連する市の担当窓口や事業などについてまとめたものです。

自治会長さんをはじめ、自治会でご尽力いただいているみなさんが、組織の運営や活動について知りたいときに、少しでもお役に立つことができましたら幸いです。

平成 28 年 8 月

長崎市 自治振興課

目 次

1 章 自治会について

- (1) 自治会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) ますます重要性を増す自治会・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 自治会の主な活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 章 自治会の運営

- (1) 役員を決める（役員を分担する）・・・・・・・・ 3
- (2) 会則（規約）をつくる・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 会議を開く・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (4) 事業計画を立てる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (5) 会計を管理する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (6) 広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (7) 個人情報の保護と活用・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (8) 認可地縁団体について（自治会の法人化） 14

3 章 加入促進

- (1) 加入促進の働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 加入促進の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (3) 未加入者・新規加入者に関する Q&A・・・・・・ 21
- (4) これまでの講座において出された意見や事例・・・・ 22
- (5) 長崎市の加入促進の取り組み・・・・・・・・・・・・ 25



あじさいコール

市役所代表

はい、つうじます!

☎095-822-8888

4 章 取 り 組 み 紹 介 27

5 章 市 の 担 当 窓 口

- ・ 長崎市の組織一覧 36
- ・ 総合事務所・地域センター 一覧表 38
- ・ 自治会活動関係の担当課・窓口一覧表 39
- ・ 自治振興課地域ふれあい係 (☎ 095-829-1134) 40
- ・ 自治振興課安全安心係 (☎ 095-829-1211) 42
- ・ 各総合事務所地域整備課 43
- ・ 土 木 建 設 課 (☎ 095-829-1166) 44
- ・ 環 境 政 策 課 (☎ 095-829-1156) 44
- ・ 資 源 循 環 課 (☎ 095-829-1159) 45
- ・ 環 境 セ ン タ ー 46
- ・ 防災危機管理室 (☎ 095-822-0480) 46
- ・ 広 報 広 聴 課 (☎ 095-829-1114) 47
- ・ 国 際 課 (☎ 095-829-1113) 48
- ・ 官民連携推進室 (☎ 095-829-1261) 48
- ・ 地域コミュニティ推進室 (☎ 095-829-1283) 48
- ・ 総 務 課 (☎ 095-829-1117) 54
- ・ 市民活動センター「ラッパ」 (☎ 095-807-6518) 54
- ・ 消費者センター (☎ 095-829-1500) 54
- ・ スポーツ振興課 (☎ 095-824-3728) 55

・ 人権男女共同参画室（☎ 095-826-0026）	55
・ 被爆継承課（☎ 095-844-3913）	56
・ 障害福祉課（☎ 095-829-1141）	56
・ 介護保険課（☎ 095-829-1163）	56
・ 高齢者すこやか支援課（☎ 095-829-1146）	57
・ 健康づくり課（☎ 095-829-1154）	57
・ こども家庭センター（子育てサポート課）（☎ 095-829-1255）	58
・ こどもみらい課（☎ 095-825-1949）	58
・ 各総合事務所生活保護担当	59
・ 生涯学習企画課（☎ 095-829-2044）	60
・ 消防局予防課（☎ 095-822-0425）	60
・ 消防局指令課（☎ 095-822-0461）	61
・ 議会事務局総務課（☎ 095-829-1198）	61
・ 建築指導課（☎ 095-829-1174）	62

6章 補助・助成制度

・ 住民活動に関する保険	63
・ 広報ながさき等配布謝礼金	65
・ 自治会広報掲示板設置補助金	66
・ 自治会集会所建設奨励費補助金	66
・ 防犯カメラ設置事業費補助金	68
・ リサイクル推進活動謝礼金	68
・ 都市公園の清掃に対する補助	69

・ 公園便所などの清掃委託	69
・ コミュニティ助成事業	69

7 章 いきいき地域サポーター 71

8 章 資 料

(1) 様式集一覧 81

・ 自治会変更届	82
・ 住民活動に関する事故報告書	84
・ 地縁による団体の認可を受けた自治会の代表者変更にかかる書類	
告示事項変更届出書	86
代表者の変更に係る総会議事録	88
承諾書	90
・ 消費生活出前講座申込書	92
・ 市政と暮らしの出前講座利用申込書	94

(2) 参考例一覧 102

・ 自治会の会則（規約）参考例	103
・ 総会の開催案内文、出席票・委任状等の参考例	108
・ 総会議事録の参考例	110
・ 事業計画書、事業報告書の参考例	111
・ 予算書、決算書の参考例	113
・ 個人情報取り扱い規則の参考例	115
・ 名簿作成の調査票の参考例	116

索引（ケース早引きガイド）

《自治会あれこれ》

- ・ 自治会長が交代したとき
 - 自治会変更届をご提出ください（自治振興課）・・・・・・・・・・ 82
 - 戸別受信機の無償貸与ができます（防災危機管理室）・・・・・・・・ 46
- ・ 世帯数や班（組）数に変更があったときは（自治振興課）・・・・・・・・ 40
- ・ 市から送ってくる文書やポスターについて（自治振興課）・・・・・・・・ 40
- ・ 自治会名義で不動産の登記をするには（自治振興課）・・・・・・・・ 14
- ・ 自治会活動や行事中にケガをしたら（自治振興課）・・・・・・・・ 63

《広報・広聴、情報公開》

- ・ 広報ながさきの配布数や配送先に変更があったときは（広報広聴課）・・・・ 47
- ・ 市に意見や要望があるときは（広報広聴課）・・・・・・・・・・ 47
- ・ 市の事業や制度について詳しく知りたいときは（広報広聴課）・・・47、94～101
- ・ 市政に関する文書の閲覧や交付を請求したいときは（総務課）・・・・ 54

《補助・助成制度、謝礼金等》

- ・ 広報ながさき等配布謝礼金（自治振興課）・・・・・・・・・・ 65
- ・ 自治会広報掲示板の設置補助金（自治振興課）・・・・・・・・・・ 66
- ・ 自治会集会所の新築や増・改築、補修等の補助金（自治振興課）・・・・ 66
- ・ リサイクル推進活動に対する謝礼金（資源循環課）・・・・・・・・・・ 68
- ・ 集団回収に対する補助（資源循環課）・・・・・・・・・・ 45
- ・ 都市公園の清掃に対する補助（各総合事務所地域整備課）・・・・ 69
- ・ 公園便所などの清掃委託（各総合事務所地域整備課）・・・・ 69

《いざというとき》

- ・ 火事発生情報の問い合わせ（消防局指令課）・・・・・・・・・・ 61
- ・ 救急電話相談（消防局指令課）・・・・・・・・・・ 61

《相談》

- ・ 自治会に関する相談（自治振興課）・・・・・・・・・・ 40
- ・ 交通事故に関する相談（自治振興課）・・・・・・・・・・ 42
- ・ 法律や国税、不動産などについての相談（自治振興課）・・・・・・・・ 42
- ・ ごみステーションやごみ出しマナーに関する相談（環境センター）・・・・ 46
- ・ 騒音や悪臭等の公害についての相談（環境政策課）・・・・・・・・ 44
- ・ スズメバチ等の害虫駆除についての相談（環境政策課）・・・・・・・・ 44
- ・ 消費生活に関する相談（消費者センター）・・・・・・・・・・ 54
- ・ 障害者が虐待を受けているなどについての相談（障害福祉課）・・・・ 56
- ・ 高齢者が虐待を受けているなどについての相談（高齢者すこやか支援課）・・・・ 57
- ・ こども全般の相談（こども家庭センター（子育てサポート課））・・・・ 58
- ・ 児童が虐待を受けているなどの相談（こども家庭センター（子育てサポート課）） 58
- ・ セクシュアル・ハラスメント、DV などの相談（人権男女共同参画室）・・・・ 55

《道路》

- ・ 生活道路の整備について要望したいときは（各総合事務所地域整備課）・・・・ 43
- ・ 街路灯が点灯していない、破損しているときは（土木建設課）・・・・ 44
- ・ 街路灯の新設が必要な場合は（土木建設課）・・・・・・・・・・ 44
- ・ 市道のガードレールやカーブミラー等が破損しているときは（各総合事務所地域整備課）・・ 44

(5) 長崎市の加入促進の取り組み

① 広報・啓発

ホームページ等で市内自治会のさまざまな取り組みを紹介し、自治会がどのような活動をおこなっているのかという広報啓発に取り組んでいます。

また、11月の自治会加入促進月間にあわせて、自治会の必要性・重要性について積極的にPRしています。

② 転入・転居時の案内

- 1 転入・転居の際に地域センターの窓口において、自治会の必要性等を記載したチラシを配布し、自治会へ加入していただくよう呼びかけをしています。
- 2 市営及び県営住宅入居説明会に出向いて加入の呼びかけを行っています。
- 3 マンション・アパート居住者の加入促進策として、長崎県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会の協力を得て、アパート・マンション入居者へのチラシ配布をお願いしています。
- 4 加入申込書を行政の窓口でも受け付けています。

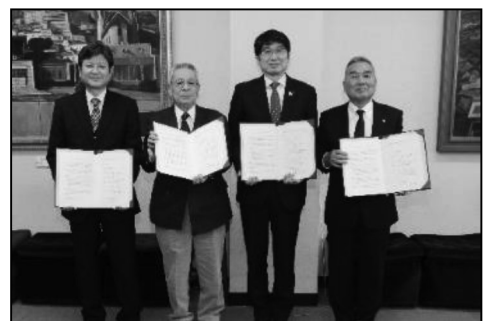
また、長崎市のホームページでも受け付けています。詳しくはこちら→



③ 自治会加入促進に関する協定の締結

だれもが安全安心に暮らせる住みよいまちづくりの実現のため、地域コミュニティの根幹である自治会への加入促進に向けて、

- ・公益社団法人 長崎県宅地建物取引業協会長崎支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会長崎県本部
- ・長崎市保健環境自治連合会
- ・長崎市



以上4者で、相互の協力関係を構築し、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的として、平成28年3月10日に「自治会の加入促進に関する協定」を締結しました。

住宅の販売、仲介、賃貸等の新規契約または継続契約時において、入居世帯に対し、4者間で協力をしながら、加入促進の啓発をおこなっていくという内容になっています。

④ 自治会未組織地域への対応

新築の大型マンションや新興の住宅団地については、地元自治会のご意見もお伺いしながら、新規自治会設立の支援を行っています。

また、平成 28 年度からは、新築アパートやマンション等の建築主に対して、文書だけでなく、訪問などによる入居者の自治会加入に向けた協力を依頼しています。

⑤ 20 歳の方への加入促進

市主催の「二十歳（はたち）のつどい」において、「つどい」開会前に、自治会加入の PR 動画を上映し、若い人への自治会への理解と加入促進の周知啓発を行います。

⑥ 大学生への加入促進

単身者の多い学生への加入促進策として、学校側に学生の自治会加入の協力をお願いするとともに、新入生に対し、大学等の入学（オリエンテーション）説明会に出向き、ごみ出しマナーの徹底と自治会活動への参加と自治会への加入呼びかけを行っています。

⑦ 企業への加入促進

平成 26 年度より新たな取組みとして、長崎商工会議所・長崎市勤労者サービスセンターを通じて、会員企業あてに地元自治会への参画及び活動等への協力についてのお願い文を、会報誌へ折り込んでいます。



【平成31年2月号 西山台自治会】

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会

西山台自治会

今回は、「三世代交流祭」を開催している西山台自治会の清水良治会長にお話を伺いました。

―始めたきっかけは？

近所におじいちゃん、おばあちゃんがない子どもたちも高齢者のかたと交流できるイベントをしたいと思い、子ども会の親子レクリエーションを拡大し、19年前から始めました。

今年は、130人ほどが参加し、午前中はグラウンドゴルフやバーベキューを楽しみ、午後はホールインワン競争や担架の作り方などを学べる防災訓練を行いました。最後にグラウンドゴルフの成績上位チームや三世代で参加した家族を表彰しました。



―これまで続けていてよかったことは？

家族全員が参加するので、普段会わないかたが交流するきっかけになっていることです。

参加者からは「子どもも高齢者も楽しめます」などの感想をもらっています。

参加者が1000人を超す大きなイベントなので、役員だけでなくグラウンドゴルフ愛好会など自治会総出で協力して開催しています。

会員以外でも当日参加できるよう受け付けを工夫し、毎年、みんなで試行錯誤しながら運営しています。

―今後、どのようにしていきたい？

小学校で「三世代交流祭」を開催することで、イベントをきっかけに自治会の楽しさを知ってもらい、会員以外のかたも自治会に入りたいと思うてもらえるようにしていきたいです。

* * *

西山台自治会では、催合船による精霊流しや会員が講師となった陶芸体験教室なども行っています。

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか。

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【令和元年5月号 戸町地区の自治会】

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会

戸町地区の自治会

今回は戸町地区の自治会で「鹿尾川公園桜まつり」に参加し、実行委員長の新戸町自治会の西田光昭会長にお話を伺いました。

―桜まつりを始めたきっかけは？

鹿尾川公園の桜が毎年きれいに咲くのを見て、もともとたくさんの人に見てもらいたいと思い、平成27年から桜まつりを始めました。今年は8つの自治会で協力して開催し、まつりを通じて自治会同士のつながりや交流が広がったり、深まっていると感じます。

―桜まつりで行っていることは？

3月下旬から4月上旬にかけて、桜の木に、ちょうちゃんやぼんぼりを飾り、初日の夜は点灯式を行っています。また、今年から足元も明るく

できたらし、思い、竹灯籠を置くようにしました。竹灯籠に描かれていた絵は、さくら幼稚園とさくら



んぼ保育園の子どもたちに描いていただいたもの。子どもから大人まで一緒に楽しんでいるんですよ。

また、習い事を発表する場にもなっていて、これからさらに、つながりを広げていきたいと思っています。

―今後、この活動をどのようにしていきたい？

現在、8つの自治会だけで出店を運営しているので、他の自治会にも協力をしてもらって、出店の数を増やし、もともと桜まつりをにぎやかにしたいです。まつりに参加する人が増え、戸町地区全体に活気が出て、元気なまちにしたいですね。

* * *

戸町小学校区の自治会では、今年の夏に子ども会と協力してそうめん流しをする予定です。このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか？

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

5章 市の担当窓口

長崎市の組織一覧（令和7年4月1日現在）

防災危機管理室 東京事務所 出納室	企画政策部	総務部	情報政策推進部	財務部	市民生活部
	都市経営室 長崎創生推進室 ながさき移住カレッジ 官民連携推進室 秘書課 広報広聴課 国際課	総務課 人事課 職員研修所 行政体制整備室 庁舎管理課	DX推進課 情報統計課	資産経営課 財政課 契約検査課 検査指導室 収納課 特別滞納整理室 資産税課 市民税課	自治振興課 交通事故相談所 市民協働推進室 地域コミュニティ推進室 新火葬場整備室 住民情報課 人権男女共同参画室 文化振興課 遠藤周作文学館 ながさきピース文化祭推進室 スポーツ振興課 消費者センター もみじ谷葬斎場
原爆被爆対策部	福祉部	市民健康部	こども部	環境部	経済産業部
調査課 援護課 平和推進課 被爆継承課	福祉総務課 高齢者すこやか支援課 障害福祉課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室 臨時特別給付金室	地域保健課 感染症対策室 地域医療室 健康づくり課 生活衛生課 国民健康保険課 後期高齢者医療室 保健環境試験所 動物愛護管理センター 国民健康保険診療所 （伊王島、高島） 診療所 （池島、小口、野母崎）	こども政策課 子育てサポート課 （こども家庭センター） 幼児課 こどもみらい課 こども相談センター	環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室 資源循環課 環境整備課 中央環境センター 東部環境センター 東工場 三京クリーンランド埋立処分場	産業雇用政策課 新産業推進課 商業振興課 中央卸売市場
文化観光部	水産農林部	土木部	まちづくり部	建築部	中央総合事務所
観光政策課 観光交流推進室 文化財課 世界遺産室 出島復元整備室 長崎学研究所	水産農林政策課 水産振興課 水産センター 農林振興課 農業センター 水産農林整備課	土木総務課 土木企画課 土木建設課 土木防災課 用地課	都市計画課 公共交通対策室 長崎駅周辺整備室 まちなか事業推進室 景観推進室 東長崎土地区画整理事務所	建築総務課 住宅政策室 建築課 設備課 建築指導課	総務課 地域福祉課 生活福祉 1 課 生活福祉 2 課 地域整備 1 課 地域整備 2 課 中央地域センター 小ヶ倉地域センター 小瀬地域センター 西浦上地域センター 滑石地域センター 福田地域センター 西部地区事務所 茂木地域センター 式見地域センター

5章 市の担当窓口

東総合事務所 地域福祉課 地域整備課 日見地域センター 東長崎地域センター 古賀地区事務所 戸石地区事務所	南総合事務所 地域福祉課 地域整備課 土井首地域センター 深堀地域センター 香焼地域センター 伊王島地域センター 高島地域センター 野母崎地域センター 連絡員事務所 （榑島、高浜、脇岬） 三和地域センター	北総合事務所 地域福祉課 地域整備課 三重地域センター 外海地域センター 黒崎事務所 池島事務所 琴海地域センター 長浦事務所 連絡員事務所（琴海北部）	消防局 総務課 予防課 警防課 指令課	中央、北、南各消防署 警防 1 課 警防 2 課	上下水道局業務部 総務課 経理課 料金サービス課
上下水道局事業部 事業管理課 新浄水場整備室 水道建設課 給水課 浄水課 水質管理室 下水道建設課 下水道施設課	議会事務局 総務課 議事調査課	教育委員会 教育総務部 総務課 学校施設課 適正配置推進室 生涯学習企画課 生涯学習施設課 学校給食課 学校給食センター整備室 公民館 （東、西、南、滑石、香焼、 外海、三和、その他 7 地区） 琴海文化センター 琴海南部文化センター 香焼図書館 学校給食共同調理場 （香焼、伊王島、神浦・ 黒崎、池島、三和）	教育委員会 学校教育部 学務課 学校教育課 地域クラブ活動推進室 教育研究所	選挙管理委員会 事務局 公平委員会 事務局 監査事務局 農業委員会 事務局	

総合事務所・地域センター 一覧表

個人や地域の代表のかたは、まずは「地域センター」へお越しください！

所属名	住 所	電話番号	FAX 番号
中央総合事務所			
総務課	魚の町 4-1 (4 階)	095-829-1428	095-829-1432
地域福祉課		095-829-1429	095-829-1434
生活福祉 1 課		095-829-1144	095-829-1223
生活福祉 2 課			
地域整備 1 課		095-829-1164	095-829-1165
地域整備 2 課		095-829-1184	
中央地域センター	魚の町 4-1 (1 階 1 4 番窓口)	095-829-1418	095-829-1281
小ヶ倉地域センター	小ヶ倉町 2 丁目 21-2	095-878-5301	095-834-5001
小瀬地域センター	小瀬戸町 1015-7	095-865-0740	095-834-4002
西浦上地域センター	千歳町 5-1 (チトセピア 2 階)	095-848-5151	095-840-0205
滑石地域センター	滑石 3 丁目 9-26	095-857-2978	095-855-8180
福田地域センター	福田本町 10	095-865-0111	095-834-4001
茂木地域センター	茂木町 75-10	095-836-0400	095-834-6001
式見地域センター	式見町 357	095-841-0211	095-840-4001
東総合事務所			
地域福祉課 (総務係・健康支援係)	矢上町 8-21	095-813-9001	095-839-6260
地域福祉課 (生活福祉係)		095-894-1247	
地域整備課		095-894-1248	095-894-1249
日見地域センター	界 2 丁目 1-19	095-838-3104	095-834-0004
東長崎地域センター	矢上町 19-1	095-839-5151	095-834-0001
南総合事務所			
地域福祉課 (総務係)	布巻町 111-1 (三和地域センターと併設)	095-898-7870	095-892-1140
地域福祉課 (健康支援係)		095-892-1113	
地域福祉課 (生活福祉係)		095-898-7860	
地域整備課		095-892-1114	095-892-1240
土井首地域センター	柳田町 45-3	095-878-4534	095-834-5002
深堀地域センター	深堀町 5 丁目 182	095-871-3101	095-834-3888
香焼地域センター	香焼町 1070-32	095-871-4111	095-871-1136
伊王島地域センター	伊王島町 1 丁目甲 3271	095-898-2211	095-898-2920
高島地域センター	高島町 1728-1	095-896-3110	095-896-2316
野母崎地域センター	野母町 1665	095-893-1111	095-893-0404
三和地域センター	布巻町 111-1	095-892-1111	095-892-1187
北総合事務所			
地域福祉課	琴海村松町 703-14	095-814-3400	095-884-2055
地域整備課	(琴海地域センターと併設)	095-814-3410	095-884-2065
三重地域センター	三重町 1098-1	095-850-1111	095-840-1001
外海地域センター	神浦江川町 657-2	0959-24-0211	0959-29-8028
琴海地域センター	琴海村松町 703-14	095-884-2001	095-884-2008

自治会活動関係の担当課・窓口一覧表

区分	担当課
・広報ながさき等配布謝礼	自治振興課 ☎095-829-1134 ☎829-1233
・住民活動に関する保険 ・自治会広報掲示板設置補助 ・自治会集会所建設奨励費補助	自治振興課 ☎095-829-1134 ☎829-1233 (地域センターで書類預かり)
・保健環境自治連合会との連携	自治振興課 ☎095-829-1134 ☎829-1233
・市民相談、交通事故相談 ・犯罪被害者等支援相談 ・防犯カメラ設置事業費補助 ・青色回転灯パトロール活動補助	自治振興課 ☎095-829-1211 ☎829-1233
・生活道路・河川整備要望 ・白ペンキ等資材支給要望	各総合事務所地域整備課 (受付：地域センター)
・街路灯新設要望、街路灯の破損	土木建設課 ☎095-829-1166 ☎829-1222 (受付：地域センター)
・市道の補修 ・市道の除草作業	各総合事務所地域整備課 (受付：地域センター)
・急傾斜地崩壊対策事業に関する 要望・相談	各総合事務所地域整備課
・ハザードマップの相談	土木防災課 ☎095-824-1424 ☎829-1222 (配布：地域センター)
・宅地がけ崩れ・危険空き家補助	建築指導課 ☎095-829-1174 ☎829-1168 (地域センターで書類預かり)
・障害者虐待相談	・月～金（祝日除く）9：00～17：00 長崎市基幹相談支援センター ☎095-801-2828 ・上記以外の時間帯（平日夜間・土日祝日） 長崎市障害者虐待防止センター ☎095-829-1800 ☎823-7571
・こども・子育てイカオ相談	相談専用ダイヤル ☎095-822-3725
・害虫等の相談	環境政策課 ☎095-829-1156 ☎829-1218 (受付：地域センター)
・公害の相談	環境政策課
・ボランティアごみ袋の配付 (公園清掃用を除く)	資源循環課 ☎095-829-1159 ☎829-1218 (受付・配付：地域センター)
・集団回収に係る団体登録、 補助金申請、用具の譲与申請	資源循環課 (受付：地域センター)
・不法投棄の通報	通報ダイヤル ☎0120-530-996
・ごみステーションに関する 要望・相談	・中央環境センター ☎095-865-5371 ☎865-5301 ・東部環境センター ☎095-830-2137 ☎838-6367 (受付：地域センター)
・都市公園の維持管理 ・公園便所の清掃委託	各総合事務所地域整備課
・アマランス相談（夫婦や家族、 人間関係、セクハラ、DV 等の相談）	相談専用電話 ☎095-826-4417
・消費生活相談	相談専用ダイヤル ☎095-829-1234

自治会と関連のある市の事業と担当の課をご紹介します。各種助成や、制度の適用には条件がある場合もありますので、詳細については各担当課へお問い合わせください。

自治振興課地域ふれあい係（場所：市役所 10 階）

電話：(095) 829-1134

FAX：(095) 829-1233

◆ 自治会あて文書の一括発送

お知らせや回覧文書など、市から自治会へお届けしたい情報を、毎月 20 日頃にお送りしています。

- ・ 年度途中の会長交代の際には『自治会変更届（82～83 ページ参照）』をご提出ください。
- ・ 世帯数や班（組）数の変更は、お電話でも受け付けます。

◆ 自治会との連絡調整

自治会長の交代や加入世帯数などを把握するため、自治会組織の調査を行います。

- ・ 3 月の一括発送において、『自治会組織調査票』をお送りします。
- ・ 変更等が無い場合も、その旨ご回答ください。

※ 地縁による団体の認可を受けている自治会（14～15 ページ参照）で、代表者（自治会長）が交代する場合は、別途手続きが必要となります。詳しくは、担当者までご連絡ください。

◆ 住民活動に関する保険

住民活動中の事故に対し、市が一括して契約している保険により一定の保険金が支払われます。

- ・ 事故があった際、『事故報告書（84～85 ページ参照）』の提出が必要です。
（書類についてはお近くの地域センターでも預かります。）
- ・ 事例ごとの保険適用の可否については、担当者までお問い合わせください。
- ・ 詳細は、63～65 ページをご覧ください。

◆ 広報ながさき等配布謝礼金

自治会に対し、広報ながさき・県政だより等の配布世帯数に応じて謝礼金をお支払いします。

（1 世帯あたり 年額 648 円）

- ・ 1 2 月の一括発送において、『配布謝礼金調査票』をお送りします。
- ・ 配布世帯数の実績および振込口座をご確認いただき、ご回答ください。
- ・ 振込は、3 月（予定）に行います。

資源循環課（場所：市役所 13 階）

電話：(095) 829-1159

FAX：(095) 829-1218

◆ 地域清掃の支援（ボランティアごみ袋の配付 ※公園清掃用を除く）

道路等の公共の場所の環境美化活動を行う自治会に、ボランティア用ごみ袋の支給やごみ収集車の配車等を行います。（お近くの地域センターでも受付・配付を行っています。）

- ・ 「**地域清掃実施計画書**」を清掃の1週間前までに提出してください。
- ・ 回収したごみは、分別して排出してください。

◆ 集団回収に対する補助金の交付

古紙、古布の回収を行う自治会等の集団回収団体に対して補助金を交付します。（お近くの地域センターでも受け付けます。）

- ・ 補助金の交付を受けるには、集団回収登録団体としての市への登録が必要です。
- ・ 詳しくは、担当者までご相談ください。

◆ 集団回収に対する用具の譲与

集団回収団体に対して、古紙類回収のための保管庫やリヤカー、空き缶用回収ボックスを譲与しています。（お近くの地域センターでも受け付けます。）

- ・ 保管庫は、原則1団体につき1基までです。

◆ リサイクル推進員の委嘱

ごみ分別や排出マナーの指導などを行うリサイクル推進員を、自治会長の推薦を受け委嘱します。

- ・ 任期は2年です。
- ・ 推進員を配置して、組織的に活動している自治会に対しては、謝礼金をお支払いします。

（1世帯あたり 年額300円） ※世帯数は、広報ながさき等配布世帯数の実績と同じです。

◆ 不法投棄の通報

不法投棄を発見した場合は、ご連絡ください。

- ・ 不法投棄通報ダイヤル：0120-530-996

環境センター

所属名	管轄区域	場所	電話	FAX
中央環境センター	市域の中央部、西部及び北西部	木鉢町 2 丁目 406	095-865-5371	095-865-5301
東部環境センター	市域の東部、南部地区の一部	戸石町 34-2	095-830-2137	095-838-6367

◆ ごみステーションの管理に関する相談

ごみステーションの修繕・移設・新設などの相談を受け付けます。(お近くの地域センターでも受け付けます。)

- ・ 相談は、自治会のある地区の担当の環境センターで受け付けます。
(各ごみステーションに、担当のセンターを掲載しています。)

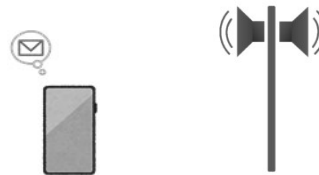
防災危機管理室（場所：市役所 7 階）

電話：(095) 822-0480 F A X：(095) 820-0108

◆ 防災行政無線の放送内容の案内

防災行政無線の内容を携帯電話で確認できます。

- ・ 登録した携帯電話へメールが送られてきます。
※登録方法 QR コードを読み取るか登録用アドレスを入力し、空メールを送信してください。
登録用の URL がメールで届きますので、説明に沿って、ご登録ください。
- ・ 長崎市公式 LINE（ライン）、X（エックス）やフェイスブックでもお知らせしています。



メール登録は
こちらから



LINE@（ライン）
友達登録はこちらから
ID @nagasakicity



X（エックス）
アカウント名
@nagasakibousai



Facebook（フェイスブック）
ページ名
長崎市防災危機管理室



避難情報や気象警報など、防災行政無線でお知らせした内容を電話（自動音声）で案内します。

- ・ **案内電話：050-5530-9908**（通話料がかかります）

◆ 戸別受信機無償貸与について

自治会長には防災行政無線の内容を聞くことができる戸別受信機を無償貸与します。

- ・ 会長が交代される際に、次の会長へ引き継ぐことができます。
- ・ 会長が交代される際には、お問い合わせください。



◆ 自主防災組織の支援

災害発生時の「共助」の中核を担う自主防災組織を支援します。

- ・ 自治会や地域コミュニティ連絡協議会等を単位とした自主防災組織結成や、地域の行事を活かした防災活動、避難所運営訓練、防災講話の計画及び実施などの相談に応じます。

- ・ 結成された自主防災組織には、防災用資機材を助成します。
- ・ 地域の災害特性や、避難ルートの確認等を行う地域防災マップと、災害時の行動計画であるコミュニティタイムラインの作成支援を行います。
- ・ 必要な用具は防災危機管理室で準備します。

◆ 防災リーダー及び防災サポーターの養成

防災に関する知識及び技能を習得するための講習を行います。

- ・ 地域における防災活動の核となる、防災リーダーを養成します。
- ・ 家庭や地域での防災意識の啓発に努める、防災サポーターを養成します。

広報広聴課（場所：市役所 8 階）

電話：(095) 829-1114 F A X：(095) 829-1115

◆ 「広報ながさき」の配布

広報ながさきの配布を自治会にお願いしています。

- ・ 配布代表者には、毎月 2 日までに配送しますので、7 日までに各家庭への配布をお願いします。
- ・ 配布数および配送先変更は、毎月 15 日（12 月は 10 日）までにご連絡ください。

◆ 市政に関するお問い合わせ

長崎市コールセンター「あじさいコール」で、市の制度や手続き、イベント、施設、災害情報など、さまざまなお問い合わせに、ワンストップでお答えします。

- ・ 専門的な内容や個人情報にかかわるお問い合わせは、担当課へおつなぎします。
- ・ あじさいコール：095-822-8888

◆ 市への意見や要望

自治会からのご意見やご要望をお受けします。

- ・ ご要望等は、内容をあらかじめ文面でご提出ください。

◆ 出前講座の実施

長崎市の事業や制度について、職員が出向いてわかりやすく説明します。

- ・ 職員の講師料は不要ですが、会場は自治会（申込者）でご準備ください。詳細は、94～101 ページをご覧ください。

国際課（場所：市役所9階）

電話：(095) 829-1113 F A X：(095) 829-1262

◆ 外国人住民のための生活ガイド

行政手続きや災害時に備えるための情報などについて4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）で紹介している冊子です。転入手続きの際に配布しています。

- ・ 自治会内に居住する外国人住民で、必要なかたがいる場合はご連絡ください。

◆ フェイスブックによる情報発信

広報ながさきに掲載されている市政やイベントなどの情報を4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）で発信しています。（URL）<http://www.facebook.com/nagasakiintl/>

官民連携推進室（場所：市役所8階）

電話：(095) 829-1261 F A X：(095) 829-1112

◆ 学生地域連携活動支援事業

游学のまち de やってみゅーで “U-サポ”

長崎地域7大学の学生が、自治会行事などにボランティアとして参加します。

- ・ ボランティア活動の機会をご提案いただくにあたり、事前に応援団としての登録が必要です。
- ・ 長崎大学やってみゅーでスク（U-サポ事務局）：095-819-2870

地域コミュニティ推進室（場所：市役所10階）

電話：(095) 829-1283 F A X：(095) 829-1216

◆ 地域コミュニティの活性化に向けた取組み

長崎市では、地域コミュニティを支えるしくみを進めており、地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援を行っています。

- ・ 自治会をはじめ様々な団体等で構成する「地域コミュニティ連絡協議会」を設立し、地区の課題解決や地域活性化に向け取り組んでいくものです。（詳しくは、49～53ページをご覧ください。）
- ・ 他地区における活動事例や協議会設立・運営に関するご相談等ありましたらお尋ねください。

地域コミュニティを支えるしくみについて

1 背景

○社会の状況

- ・人口減少、少子化・高齢化
- ・一人暮らしや高齢者世帯の増加
- ・生活スタイル・価値観の多様化

○地域では…

- ・役員の高齢化などによる担い手不足など
- ・個々の団体では課題解決が難しい場面に直面

人口が減少しても、少子化・高齢化が進んでも、暮らしやすいまちであり続けるには、**地域の力（地域自治）**がとても大切です。

2 目指す地域の姿

地域自治を進めるため、次のとおり「目指す地域の姿」を定めました。

目指す地域の姿

みんながつながり支え合い、安心していきいきと暮らせるまち

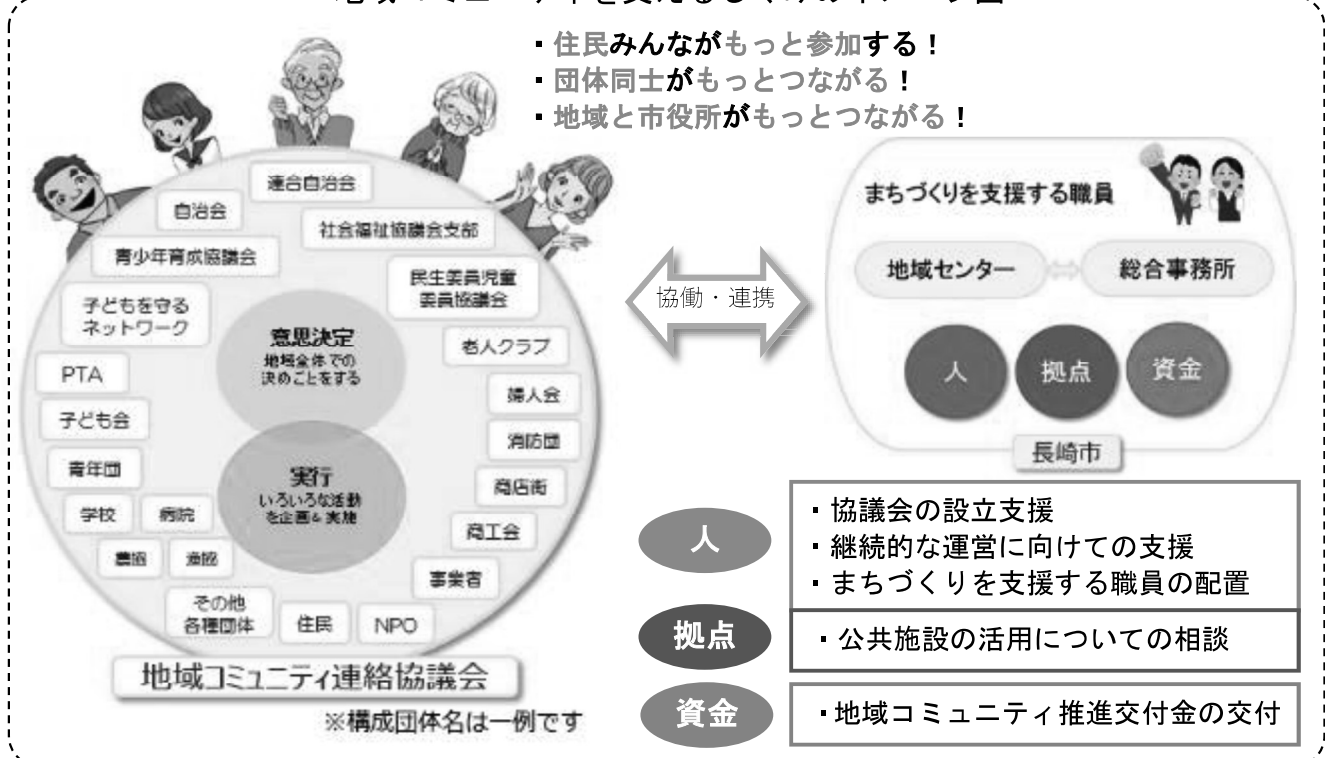
3 未来につなげる体制づくり ～地域コミュニティを支えるしくみ～

今後、さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応し、目指す地域の姿を実現するための未来につなげる体制づくりとして、地域で活動する様々な団体の連携を強め、多くの地域の皆さんが話し合っ、自分たちの地域に必要なことを「**地域で決めて、地域で実行する**」しくみが必要だと考えました。

長崎市は、この地域のまちづくりを推進するため、「**地域コミュニティを支えるしくみ**」として、地域の各種団体が連携し、一体的な地域運営を行う「**地域コミュニティ連絡協議会**」の設立を提案し、その協議会に対して、**人・拠点・資金の3つの視点**で応援していきます。

未来につなげる体制づくり

～地域コミュニティを支えるしくみのイメージ図～



4 地域コミュニティ連絡協議会

(1) 範囲

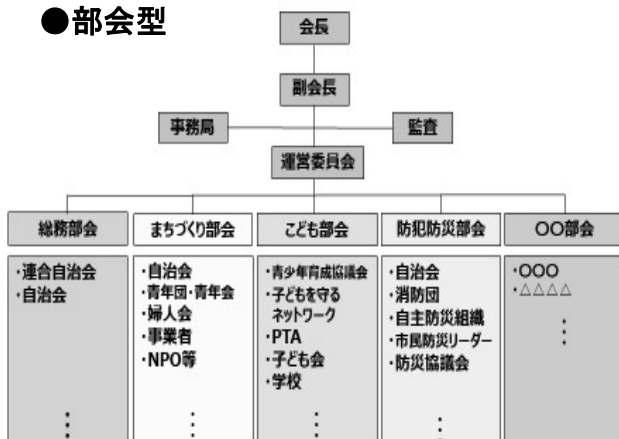
概ね小学校区又は連合自治会（統廃合前の小学校区を基礎とするもの）の区域等

(2) 構成団体

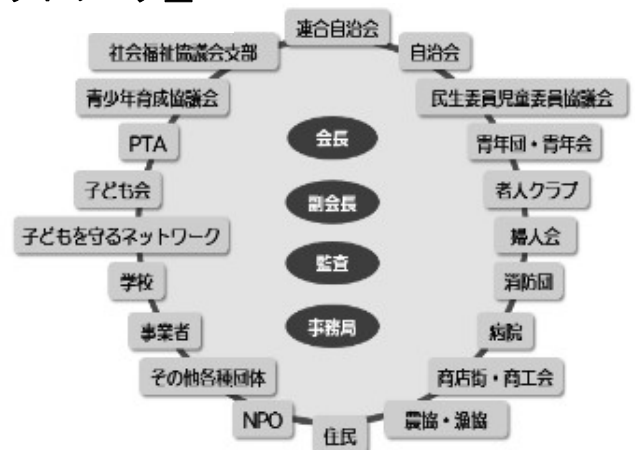
- ・地区内の自治会数又は自治会加入世帯数の8割以上が加入して構成
- ・連合自治会、育成協、子どもを守るネットワーク、社協支部、PTA、民児協、学校等の相当数の地域団体が加入して構成

(3) 組織体制（イメージ図：図の構成団体や部会は一例です）

●部会型



●ネットワーク型



(4) 活動内容

まちづくり計画（地区の将来像と課題、課題解決のための取組みについて地域の皆さんの意見をまとめたもの）に基づき、地区課題の解決を図るため、毎年度、事業を考え実行します。

(5) 設立により期待できること

（協議会の皆さんからのご意見）

[地域課題の解決]

- ・「地域でできることが増えた」

[団体間の連携協力]

- ・「役割分担することで、負担の軽減に取り組んでいる」

[地域内での情報共有]

- ・「各団体の活動などの情報を地域全体で共有できるようになった」

[住民の参画・人材の確保]

- ・「地域内の様々な団体や世代の方々と知り合いになれた」、「新しい人材を見つけることができた」

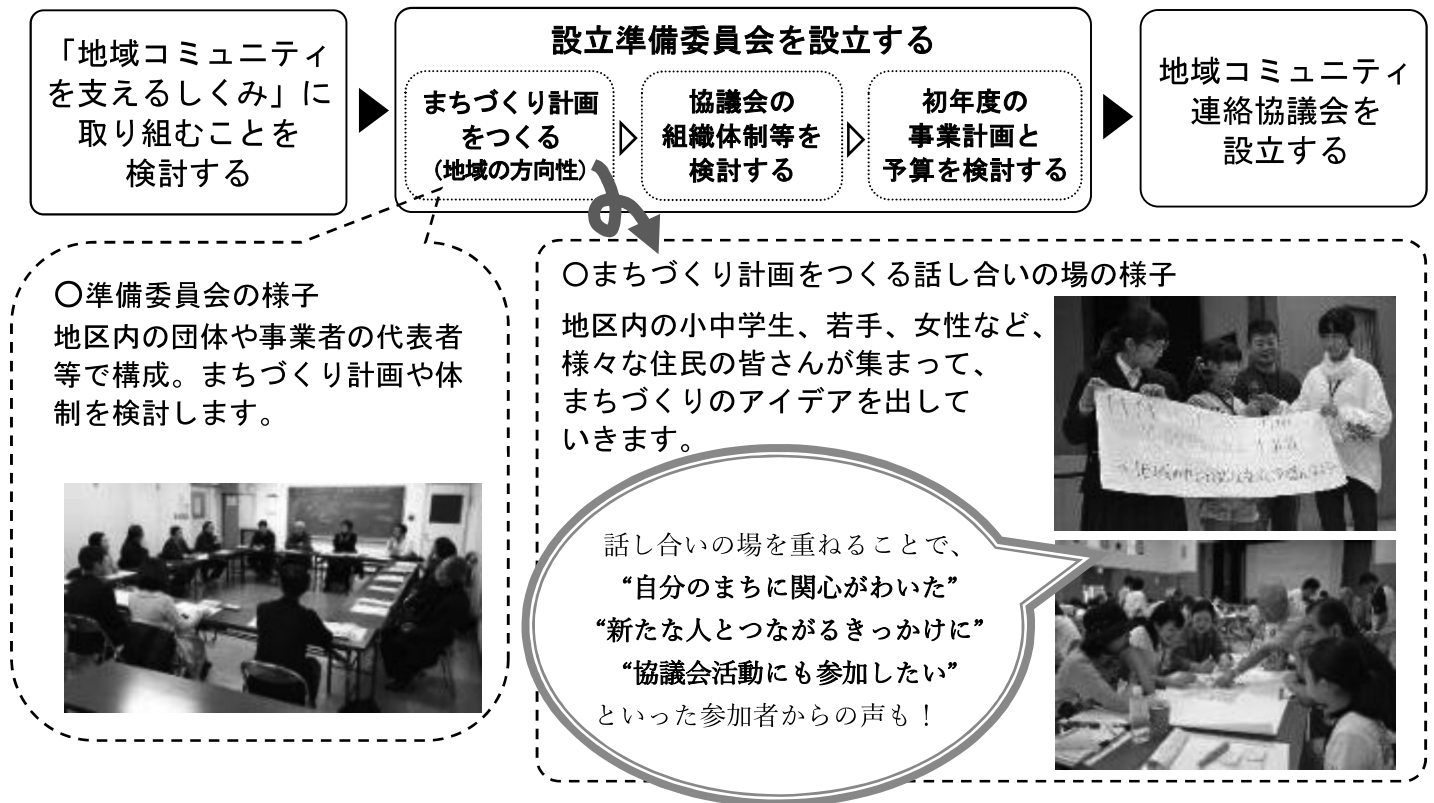
『みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト（長崎市地域まちづくり計画）』をすすめていきます！！

これから先も、安定的に持続可能な地域におけるまちづくりをさらにすすめるため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示した計画です。



内容は
ホームページでも
ご覧いただけます

5 地域コミュニティ連絡協議会設立までの流れ（資料作成や進め方等、市も一緒に行います）



6 長崎市のこれまでの取組み

年度	概要
H23	地域コミュニティのしくみづくりプロジェクト開始
H28	地域コミュニティのしくみづくり地域説明会（市内10か所）
H29	地域コミュニティのしくみづくり地域説明会（市内17か所+69小学校区）
H30	- モデル事業（モデル6地区）の実施 - 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例（※）施行（施行日：平成31年3月1日）⇒協議会の認定制度スタート ※ 条例には、地域のまちづくりを推進していくための住民・協議会・市の役割、市の協議会に対する支援、協議会の認定要件などを記載しています。
R1	- 地域コミュニティを支えるしくみの本格実施 ⇒ 交付金制度（※）スタート ※ 交付金制度について 名称：地域コミュニティ推進交付金 - 対象事業：協議会が主催となり、まちづくり計画に基づく地域の課題解決を図る事業 - 交付額：申請額に対して、上限額内で交付 - 上限額：基礎割（50万円）と人口加算割（人口×400円）の合計額
R2	長崎市地域まちづくり計画（地域福祉計画を含む）の策定（計画年度：R3～7）
R3	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例の検証

7 進捗状況 (R7.3.31 時点)

総合事務所管内	協議会設立地区※ (48 地区)	準備委員会設立地区 (6 地区)
中央	式見、ダイヤランド、茂木、横尾、西北、北陽、福田、戸町、大園、西町、西城山、高尾、仁田、桜が丘、北大浦、上長崎、手熊、西山台、稲佐、伊良林、川平、小ヶ倉	東大浦、浪の平、愛宕、西浦上、南大浦、三原
東	高城台、橘、日見、古賀、矢上、戸石	
南	土井首、深堀、香焼、晴海台、蚊焼、野母、野母崎樺島、高島、脇岬、伊王島、高浜	
北	池島、形上、村松、長浦、三重、鳴見台、出津、尾戸、畝刈	

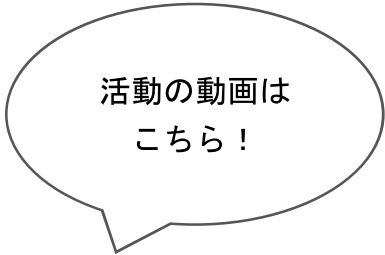
※市内全 78 地区を想定

8 地域コミュニティ連絡協議会をつくって何がよくなるの? (活動事例より一部抜粋)

住民の参画・人材確保	協議会の体制があったからこその緊急対応!	一緒に活動できる人を事前に登録!	自治会活動をアピール、加入促進!
	 <ワクチン Web 予約お助け隊> 戸町みらいまちづくり協議会	 <ちょボラ募集> 大園小学校区コミュニティ連絡協議会	 <自治会加入促進パンフレット> 北陽小学校区コミュニティ連絡協議会

団体間の連携協力	各種団体発行の広報誌を集約して負担軽減	様々な主体とのつながりが広がった!	地域内での情報共有	幅広い情報発信
	 <各協議会発行の広報誌>	 <どいのくび祭> 土井首地区コミュニティ協議会		 ホームページ・ LINE・Facebook

地域の課題解決	様々な人の意見を吸い上げ活動につながった！	高齢者の生きがいづくりと地域交流！	いざというときに地域で連携できるように！
			
	＜深堀地域でまわそう市＞ 深堀地区コミュニティ協議会	＜包丁研ぎサービス事業＞ 式見地区コミュニティ連絡協議会	＜防災訓練＞ 茂木コミュニティ連絡協議会
	できるときにできる人がパトロール！	住民ニーズの把握による事業の評価・見直し！	
			
	＜青パト活動＞ ダイヤモンドまちづくり連絡協議会	＜全世帯アンケート＞ 横尾小学校区コミュニティ連絡協議会	



総務課（場所：市役所 9 階）

電話：(095) 829-1117 F A X：(095) 829-1118

◆ 情報公開制度

市政に関する文書の閲覧又はその写しの交付を求める権利を保障する制度です。

- ・ 情報公開請求を行う場合は、「情報公開請求書」に必要事項を記載の上、各担当課又は総務部総務課に請求書をご提出ください。

市民活動センター「ランタナ」（場所：馬町 21-1）

電話：(095) 807-6518

様々な分野のボランティアや公益的な市民活動を行っている方々、これから活動しようと考えている方々のための交流拠点施設です。

- ・ 【開館時間】 月～金 8:45～22:00／土日祝 8:45～17:30（※休館日 12/29～1/3）
- ・ 自治会活動において市民活動団体等と連携して取り組みたいことなどがありましたら、ご相談ください。
- ・ 自治会活動に関する資料等の印刷をすることができます。（コピー、大判プリント）※事前予約制

消費者センター（場所：メルカつきまち4階）

電話：(095) 829-1500 F A X：(095) 829-1511

◆ 消費生活の相談

訪問販売等のトラブル、商品やサービスに対する疑問など、消費生活に関する苦情や相談を受け付けます。

- ・ 消費生活相談専用ダイヤル：095-829-1234
- ・ 【受付時間】 10:00～17:00
- ・ 【休業日】 毎週月曜日 ※月曜日が祝日の場合は、その次の平日が休業日になります。

◆ 消費生活出前講座

消費者トラブルに巻き込まれない賢い消費者を育成するための講座を開設しています。

- ・ 消費者センターの職員が出向いて講義をおこないます。
- ・ 詳細は、92～93 ページをご覧ください。

スポーツ振興課（場所：市役所9階）

電話：(095) 824-3728

FAX：(095) 829-1262

◆ スポーツ推進委員の活用

地域の行事などでレクリエーションを実施する際、スポーツ推進委員を派遣します。

- ・ 子どもから高齢者までが楽しめるニュースポーツの遊び方やルールなど、スポーツ推進委員がやさしく丁寧に指導します。

人権男女共同参画室（場所：市役所10階）

電話：(095) 826-0026

FAX：(095) 826-0062

◆ アマランス相談

夫婦や家族、恋人のこと、人間関係、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）などについて女性相談員がお話をお伺いし、問題解決のお手伝いをします。

また、配偶者暴力相談支援センターでは、相談を受け、DVに関することや被害者への支援策について情報を提供したり、支援を行う機関につないだりします。

- ・ **相談専用電話：095-826-4417**

... (1) 一般相談（電話・面接）（予約優先）...

毎日 10:00～12:00、13:00～16:00（年末年始除く）

※水曜日（祝日を除く）は、夜間（18:00～20:00）の電話相談もあります。

... (2) 法律相談（一般相談後、要予約）...

毎週金曜日（祝日を除く） 13:00～16:00

... (3) 心の健康相談（予約優先）...

月2回 13:00～16:00

男女共同参画推進センター（場所：市民会館1階）

電話：(095) 826-0018

FAX：(095) 826-2244

◆ アマランス派遣講座の実施

自治会のご要望に応じて、講師を派遣します。講座のテーマは、「ハラスメントの背景と対処法」、「ジェンダー平等について」など、男女共同参画に関するものに限ります。

- ・ 講師謝礼金はアマランスが負担しますので、会場をご準備ください。

被爆継承課（場所：原爆資料館）

電話：(095) 844-3913 F A X：(095) 846-5170

◆ 原爆犠牲者慰霊・世界平和祈念市民大行進の開催

毎年国連軍縮期間中（10月24日～30日）の土曜日に、市民の自主的な参加のもとに、原爆で犠牲になられた方を追悼し、世界に強く平和を訴えるため、平和祈念像前から爆心地公園まで行進します。

障害福祉課（場所：市役所2階）

電話：(095) 829-1141 F A X：(095) 823-7571

◆ 障害者虐待相談

障害者が虐待を受けていたり、その疑いがあったりする場合は相談を受け付けます。

- ・ 長崎市障害者虐待防止センターへご連絡下さい。

（障害者虐待相談専用電話：095-829-1800）※24時間受付

FAX:095-823-7571 ※平日8時45分～17時30分受付

介護保険課（場所：市役所1階12番窓口、12階）

電話：(095) 829-1163 F A X：(095) 829-1250

◆ 介護保険サービスの利用方法に関する講座の開催

自治会等の希望に応じて、介護保険サービスの利用方法に関する講座を行います。

- ・ 長崎市出前講座利用申込書により、広報広聴課へお申し込みください。

高齢者すこやか支援課（場所：市役所 11 階）

電話：(095) 829-1146 F A X：(095) 829-1228

◆ 地域包括支援センター

地域包括支援センターで、高齢者に関する在宅介護や福祉・保健全般に関する相談を受け付けます。

◆ 高齢者虐待相談

高齢者が虐待を受けている、またはその疑いがある場合の相談を受け付けます。

- ・ 高齢者虐待相談専用電話またはお近くの地域包括支援センターもしくは総合事務所地域福祉課へご連絡ください。
- ・ **高齢者虐待相談専用電話：095-827-6499**
- ・ 夜間や土日祝日は、市役所代表電話（あじさいコール：095-822-8888）にご連絡ください。

◆ 避難行動要支援者支援名簿

要介護 1 以上の方の「避難行動要支援者」の名簿を作り、名簿の提供について同意をいただいた方の名前や住所などの情報を、消防や警察、民生委員などの避難支援等関係者へ提供しています。

災害時における避難の支援や安否確認等に加え、平常時の見守り活動にも活用しています。

◆ 「安心カード」の配布

一人暮らし高齢者と避難行動要支援者に、緊急時連絡先や健康に関する情報を記載する「安心カード」を配付します。

- ・ 平常時より容器に入れて冷蔵庫に保管し、救急搬送が必要な場合に備えるものです。
- ・ 配布を希望する際には、お近くの地域包括支援センターもしくは地域センター、各総合事務所にご連絡ください。

健康づくり課（場所：市役所 11 階）

電話：(095) 829-1154 F A X：(095) 829-1221

◆ 健康づくりの支援

がん検診や地域で取り組む健康づくりに関する支援などを行っています。

- ・ 広報ながさき 4 月号の折込保存版で長崎市のがん検診などについて検査項目、医療機関一覧などをお知らせしています。

こども家庭センター（子育てサポート課）（場所：市役所 2 階）

電話：(095) 829-1255 F A X：(095) 829-1242

◆ こども・子育てイーカオ相談

妊産婦・こども・子育て家庭に関する相談を受け付けます。

- ・ 相談専用ダイヤル： 095-822-3725

◆ 児童虐待相談

児童が虐待を受けていたり、その疑いがある場合の相談を受け付けます。

- ・ こども家庭センター： 095-829-1255 ※平日のみ
- ・ 長崎こども・女性・障害者支援センター：095-844-6166 ※土日祝のみ

こどもみらい課（場所：市役所 2 階）

電話：(095) 825-1949 F A X：(095) 821-1938

◆ 青少年育成協議会について

「地域の子どもは、地域で育てる」の理念のもと、青少年健全育成や非行・事故防止のため、地域ぐるみで活動を行っています。

- ・ 長崎市には、令和 7 年 4 月 1 日現在、中学校区で 27、小学校区で 27、合計 54 の青少年育成協議会が組織されています。

◆ 子ども会の連携について

長崎市子ども会育成連合会（市子連）への加入促進を図っています。

- ・ 長崎市には、各地域の子ども会からなる「長崎市子ども会育成連合会（市子連）」があり、令和 7 年 3 月末現在、143 団体、5,356 人が加入しています。

◆ 子どもを守るネットワークについて

子どもたちが安全・安心に過ごせる住みよいまちをつくるため、小学校区単位で「子どもを守るネットワーク」が結成されています。

- ・ 主な活動として、定期的なパトロール・情報交換会が実施されています。

◆ 長崎市こども相談センター

いじめや不登校、ヤングケアラーなど、こどもからの相談に対応します。

各総合事務所 生活保護担当部署

所属名	場所	電話	FAX
中央総合事務所 生活福祉 1 課 生活福祉 2 課	市役所 4 階	095-829-1144	095-829-1223
東総合事務所 地域福祉課 (生活福祉係)	矢上町 8-21	095-894-1247	095-839-6260
南総合事務所 地域福祉課 (生活福祉係)	布巻町 111-1 (三和地域センターと併設)	095-898-7860	095-892-1140
北総合事務所 地域福祉課 (生活福祉係)	琴海村松町 703-14 (琴海地域センターと併設)	095-814-3400	095-884-2055

◆ 生活保護に関する相談・申請

お住まいの地区の各総合事務所で生活保護に関する相談・申請を受け付けています。

生活支援相談センター（場所：長崎市社会福祉協議会 3 階）
（担当：生活福祉 2 課）
電話：(095) 828-0028（生活支援相談センター）、
(095) 829-1144（生活福祉 2 課）

◆ 生活等にお困りの方の相談

生活が苦しい方や今後の生活に不安がある方の相談を専門のスタッフが聞き、生活の立て直しを支援します。

◆ 住居にお困りの方の相談

離職などで住居を失うおそれがある方などに、求職活動を条件に 3 か月に限り（2 回の延長により最大 9 か月まで）家賃相当額を支給します。

生涯学習企画課（場所：市役所 12 階）

電話：(095) 829-2044

FAX：(095) 829-2066

◆「二十歳（はたち）のつどい」（旧成人式）に関する依頼

令和 4 年 4 月 1 日の民法改正に伴って、18 歳が成人となりましたが、「成人式」に関しましては、長崎市ではこれまで同様の 20 歳の方を対象とし、「二十歳（はたち）のつどい」に名称を改めて開催しています。開催にあたり、自治会での事前啓発等のご協力を引き続きお願いいたします。

- ・ 長崎市に住民票がある対象者には、11 月中旬ごろ直接案内はがきを発送いたします。
（「二十歳のつどい」会場に案内はがきは持参する必要はありません。）
- ・ 長崎市に住民票がない方も式典へ参加ができます。
- ・ 対象者の名簿の提供依頼には、生涯学習企画課に名簿が無いため対応できません。
ご理解をお願いします。

消防局予防課（場所：消防局 7 階）

電話：(095) 822-0425

FAX：(095) 829-1067

◆ 各消防署の連絡先

- ・ 中央消防署：095-820-0119
- ・ 北消防署：095-848-0119
- ・ 南消防署：095-879-6119

◆ 地域における防火防災訓練及び救急講習の実施に関する相談

地域における防火防災力の向上を図るため、自治会・消防団・女性防火クラブなど地域の方々が参加する訓練や講話、普通救命講習などを実施します。

- ・ 初期消火訓練等の防火訓練や防火・防災・救急に関する講話などを計画される場合は、消防局予防課または各消防署にご相談ください。

◆ 女性防火クラブの結成に関する相談

「自分の家からは火事を出さない。自分たちの地域から火事を出さない。」という防火意識の高揚を図るため、女性防火クラブの結成を促進し、防火・防災に関する講話や訓練などを実施します。

- ・ 女性防火クラブの結成に伴う相談は、消防局予防課にご連絡ください。

◆ 少年消防クラブの結成に関する相談

少年・少女の火災予防及び防災に関する知識の習得を図るため、少年消防クラブの結成を促進し、防火・防災に関する研修会などを実施します。

- ・ 少年消防クラブの結成に伴う相談は、消防局予防課にご相談ください。

消防局指令課（場所：消防局6階）

電話：(095) 822-0461 F A X：(095) 820-8872

◆ 災害情報の案内

火災・救助などの災害情報を電話で案内します。

- ・ **案内電話：050-5530-9909**（有料）
- ・ 自動音声での応答になります。

◆ 救急電話相談

急な病気やけがで、病院へ行くべきか救急車を呼ぶべきか迷った際の相談窓口として、また医療機関の案内や応急処置の方法など、医師や看護師がアドバイスします。

- ・ 長崎県救急安心センター

＃7119 又は 095-801-1217 へ（全年齢 24 時間 365 日対応、通話料は自己負担）

議会事務局総務課（場所：市役所5階）

電話：(095) 829-1198 F A X：(095) 829-1199

◆ 公職選挙法に定める寄附等の禁止について

6月の一括発送において、公職選挙法に定める寄附等の禁止について、自治会へ周知のご協力をお願いしています。

建築指導課（場所：市役所 18 階）

電話：(095) 829-1174 FAX：(095) 829-1168

◆ 老朽危険空き家対策事業について

老朽化し、危険な空き家のうち、以下の主な条件を満たす空き家を、市が除却し、跡地を公共的空間として整備する制度です。事業実施時に自治会の同意を頂き、整備後の跡地管理を自治会にお願いしています。

【対象となる土地・建物の条件】

区分	主 な 条 件
土地	① 長崎市に寄附等ができること。 ② 災害危険区域、土砂災害特別警戒区域等で維持管理に支障をきたすおそれがないこと。 ③ 寄附等後に災害防止のための擁壁工事等の措置が必要でないこと。 ④ <u>維持管理に係る地元自治会の同意</u> が得られるもの。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 ⑤ 建築基準法第 42 条に規定する道路等又はこれらに類する道路等（都市計画区域以外に限る）に接していること。 など
建物	① 家屋が腐朽又は破損し、かつ、周囲に対して危険性があると市が判定した空き家。 ② 長崎市に寄附等ができること。 など

【実施例】

実施前



実施後



【補助対象経費】

- 1 • 自治会集会所の主体工事費（建物の基礎、本体、屋根造作、仕上げ部分等）
 - 附帯工事費（電気、ガス、給排水、エアコン、駐車場等）
 - 設計監理費
 ※用地取得造成、植樹、備品費等は対象外です。
- 2 • 便所の水洗化の場合は、便所の改築費・排水設備工事費
- 3 • 危険な塀の改築・補修・解体費

◆ 交付額

- 1 新築・購入の場合
補助対象経費の半額 （最高交付限度額：1,000 万円）
- 2 増築・改築・補修の場合
補助対象経費の半額 （最高交付限度額：1,000 万円）
- 3 水洗便所への改築の場合 ※1 回限り
改築費の半額 （最高交付限度額：50 万円）
- 4 危険な塀の補修の場合
補助対象経費の半額 （最高交付限度額：1,000 万円）

※市長が避難所として指定し、又は指定する見込みの自治会集会所の整備に対しては、補助対象経費の4分の3（限度額 1,500 万円。ただし、水洗便所への改築の場合は限度額 75 万円。）を補助します。

※補助金の額は、1 万円単位になります。また、自己資金を通帳等で確認させていただきます。

※国、県、市等から公的な補助を受けた場合は、この制度の補助対象となりません。国、県、市等からの補助あるいはこの制度の補助のいずれかを選択していただくことになります。

※公的な補償金及びその属する団体以外の団体または個人からの寄付金、補償金等は、補助対象経費から控除して計算します。

◆ 申請の手順

自治会の会議での承認など、所定の手続きが必要となります。

また、前年度中にご相談いただいていない場合、予算がないため対応できず、次年度以降へ工事の先延ばしをお願いする可能性もありますので、本補助金制度を利用しようとする年度の前年度 9 月末までに、担当者までご相談ください。（書類についてはお近くの地域センターでも預かります。）

なお、認可地縁団体がおこなう大規模の整備については、（一財）自治総合センターがおこなうコミュニティセンター助成事業が申請できる場合がありますので、あわせてご相談ください。

防犯カメラ設置事業費補助金（担当：自治振興課）

電話：（095）829-1211

FAX：（095）829-1233

自治会及び連合自治会が犯罪の発生を未然に防ぐために防犯カメラを設置しようとするときには、補助制度があります。（※年間に実施できる団体には限りがあります。）

◆ 補助要件

【補助対象経費】

自治会及び連合自治会が長崎市内に防犯カメラを設置する事業

【補助対象経費】

- 1 防犯カメラ、録画装置、専用柱等の購入費用
- 2 表示板等に要する費用
- 3 防犯カメラ等又は表示板等の設置に関する費用

◆ 交付額

補助対象経費の2分の1で、上限は20万円

◆ 申請の手順

自治会の会議での承認、撮影範囲の住民の同意など所定の手続きが必要となりますので、防犯カメラを設置しようとする前に、担当者にご相談ください。

また、前年度中に自治会一括発送で防犯カメラ設置意向を調査します。次年度以降に防犯カメラの設置を検討されている団体は、設置意向調査票の回答が必要です。なお、設置意向を示された場合でも予算の関係上、次年度以降に事業の先延ばしをお願いする場合があります。

リサイクル推進活動謝礼金（担当：資源循環課）

電話：（095）829-1159

FAX：（095）829-1218

ごみ分別や排出マナーの指導などをおこなうリサイクル推進員を、自治会長の推薦を受けて委嘱します。

- ・ 任期は2年です。
- ・ 推進員を配置して、組織的に活動している自治会に対しては、謝礼金をお支払いします。

（1世帯あたり 年額300円） ※世帯数は、広報ながさき等配布世帯数の実績と同じです。

都市公園の清掃に対する補助（担当：各総合事務所 地域整備課）

所属名	電話	FAX
中央総合事務所 地域整備 1 課	095-829-1164	095-829-1165
地域整備 2 課	095-829-1184	
東総合事務所 地域整備課	095-894-1248	095-894-1249
南総合事務所 地域整備課	095-892-1114	095-892-1240
北総合事務所 地域整備課	095-814-3410	095-884-2065

都市公園の清掃を月1回以上おこなっている自治会に対し、公園の清掃面積に応じて補助金を交付します。

- ・ 長崎市保健環境自治連合会（保環連）に加入している自治会が対象となります。

公園便所などの清掃委託（担当：各総合事務所 地域整備課）

所属名	電話	FAX
中央総合事務所 地域整備 1 課	095-829-1164	095-829-1165
地域整備 2 課	095-829-1184	
東総合事務所 地域整備課	095-894-1248	095-894-1249
南総合事務所 地域整備課	095-892-1114	095-892-1240
北総合事務所 地域整備課	095-814-3410	095-884-2065

自治会に対し、公園や公衆トイレの清掃を1か所あたり年額18万円で委託しています。

コミュニティ助成事業 実施団体：一般財団法人 自治総合センター

（URL）<http://www.jichi-sogo.jp/>

コミュニティ助成事業は、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために一般財団法人 自治総合センターが行う、宝くじの社会貢献広報事業の一つです。

集会施設やコミュニティ活動備品の整備等に対して助成を行います。

◆ 助成事業の種類

【一般コミュニティ助成事業】

住民が、自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業。

【コミュニティセンター助成事業】

住民が行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設または大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

助成事業名	事業実施主体	助成対象外経費	助成額
一般コミュニティ助成事業	市または市が認める コミュニティ組織 <u>（自治会含む）</u>	建築物、消耗品	100 万円～250 万円
コミュニティセンター助成事業		土地の取得及び造成、既存の施設または設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用	対象となる総事業費の 3/5 以内に相当する額 （上限 2,000 万円）

◆ 申請の手続き

【募集期間】

毎年9月ごろ、自治総合センターから長崎県を經由して長崎市に翌年度の募集の通知があります。
要望は、事業を行おうとする前年度にすることとなります。

【申請方法】

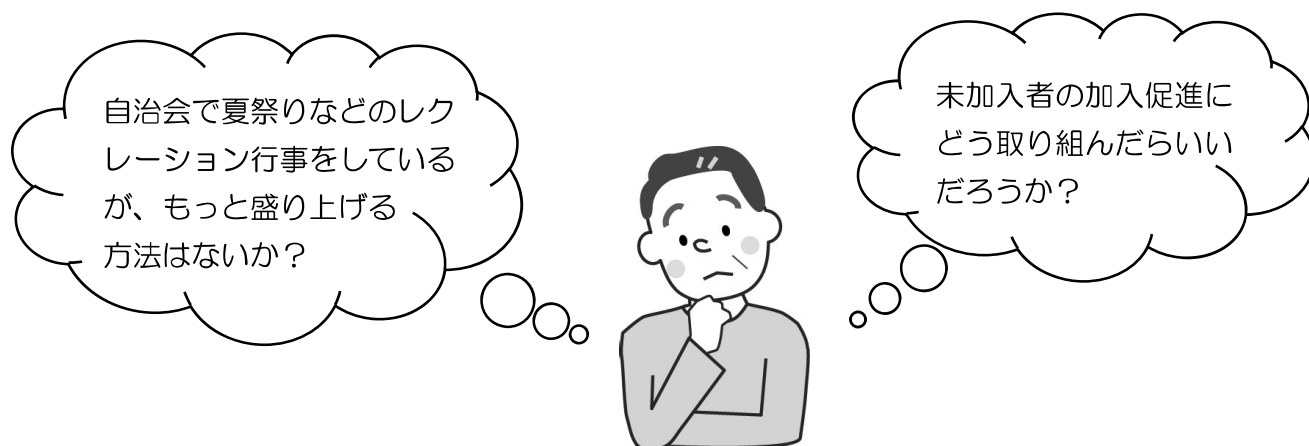
申請は、長崎市から長崎県を經由して自治総合センターへ提出することとなります。

コミュニティ助成事業を希望する自治会は、事前に自治振興課にご相談ください。

なお、申請した事業に対する助成の採択の可否は実施団体が決定します。

（申請すれば必ず助成されるものではありません。）

7章 いきいき地域サポーター



自治会を運営されていて、このような悩みをもたれたことはありませんか。

自治会活動に携わるすべての皆さんを応援するとともに、自治会をより活性化させる手助けのために設けた制度が、「いきいき地域サポーター制度」です。

自治会のご要望に合わせた「いきいき地域サポーター」の皆さんを長崎市が派遣します。

利用できる団体・事業

- ・ 長崎市内の自治会（老人会・子ども会等も含む）がおこなう事業
- ・ 小学校区子どもを守るネットワークがおこなう事業
- ・ 地域コミュニティ連絡協議会がおこなう事業
- ・ 自治会未組織地区の住民が、自治会設立等に向けておこなう事業

サポート内容

令和7年4月1日現在、12組のサポーターが登録されています。

（自治会運営サポーター2名、イベントサポーター6名、カルチャー講座サポーター5名、

歴史・まち歩きサポーター1名 ※複数の種類のサポート内容で登録しているかたもいます。）

それぞれのサポーターのサポート内容の詳細については、76ページから80ページをご覧ください。

その他、ご不明な点は、自治振興課 地域ふれあい係までお問い合わせください。

サポーター利用料金

サポーター派遣にかかる料金は無料です。

ただし、活動にかかる材料費や資料代等は利用団体の負担となります。

サポーター申込方法

- (1) 73 ページの「長崎市いきいき地域サポーター派遣申込書」(※記載要領は 74 ページ参照)をコピーしていただき、必要事項をご記入の上、自治振興課地域ふれあい係まで郵送あるいは FAX にてご提出ください。

ご提出は、派遣日の 1 か月前までをお願いします。

派遣申込書は、長崎市役所のホームページにも掲載しています。

- (※ 長崎市役所ホームページ⇒くらし・手続き⇒協働・地域コミュニティ⇒自治会⇒いきいき地域サポーター制度)

あて先 : 〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号
長崎市 自治振興課 地域ふれあい係 あて
FAX : 095-829-1233



あて先はこちら
です。

- (2) 派遣申込書を受け取り次第、自治振興課から希望するサポーターへ連絡を取り、都合等を確認します。派遣するサポーターが決定した後、申込団体の代表者の方にご連絡します。
- (3) 自治振興課から申込団体の代表者の方へ「長崎市いきいき地域サポーター派遣の決定について」と「長崎市いきいき地域サポーター実施報告書」の 2 種類の書類をお送りいたします。その書類に派遣するサポーターのご連絡先を記載しておりますので、そのあとの詳細な打ち合わせ等は直接サポーターと話し合いをお願いします。
- (4) 行事が終わりましたら、「長崎市いきいき地域サポーター実施報告書」に代表者の方が必要事項をご記入、ご捺印いただきまして、自治振興課地域ふれあい係までご返送ください。

利用団体の声

サポーター制度を利用した団体から、活き活きとした活動の報告をいただいています。

踊り

たのしかー
みんなで夏祭り
におどるぞ！



マジック

何がでるのかな？



初めてのマジック、ワ
クワクドキドキ！



登録サポーター紹介

【自治会運営サポーター】

番号	氏 名	住所	写真	内容	サポーターから一言	主なサポート行事等
1-1	おおひら よしゆき 大平 吉之	小ヶ倉町 2丁目		子ども会や育成協活動のサポート	長年にわたる少年補導員の経験を生かし、防犯パトロールや子ども会、育成協のサポートを行います。	防犯パトロール、自治会等の活動の円滑な運営サポート、自治会でのイベントの企画、運営サポートなど
1-2	みやざき はつみ 宮崎 初己	小瀬戸町		自治会運営	一緒に自治会運営について、意見交換しましょう。	住民主体の時代に合った自治会運営のサポート等

【イベントサポーター】

番号	氏 名	住所	写真	内容	サポーターから一言	主なサポート行事等
2-1	おおひら よしゆき 大平 吉之	小ヶ倉町 2丁目		ニュー スポーツ	高齢者向けのスポーツ教室のほか、スポーツ大会を開催する際に新しいスポーツの紹介をします。地域の皆さんで、さわやかな汗を流しましょう！ 長崎市スポーツ推進委員としてのノウハウ有。	花見、夏祭り、運動会、スポーツ大会、敬老会など
2-2	しらはせ こ 白波瀬あや子	鶴見台 2丁目		民踊、舞踊	お年寄りから子どもさんまで、日本古来の民踊を楽しんでいただきたいと思います。活動しています。	夏祭り、文化祭、敬老会などのレクリエーションのサポート、自治会公民館等での年間を通した各種講座など
2-3	いしばし だいさく 石橋 大作	丸山町		民踊、舞踊、 レクリエーションダンス	それぞれの地域で親睦を深めながら踊り継がれてきた日本の伝統文化である民謡舞踊を楽しく踊りましょう。 小さいお子さんから年配の方まで明るく楽しく交流し、健やかなまちづくりのお手伝いをさせていただきます。	夏祭り（盆踊り）、文化祭、運動会、敬老会、クリスマス会等の季節の行事、自治会公民館等での年間を通した各種講座、自治会での記念行事など

【イベントサポーター】

番号	氏 名	住所	写真	内容	サポーターから一言	主なサポート行事等
2-4	しまな 島名 しんじ 信治	ダイヤラ ンド 1丁目		沖縄三線・ギター・大正琴を演奏して、河内音頭・歌謡曲・童謡・川柳を歌います。	楽器の演奏や唄を楽しく行います。	夏祭り、文化祭、敬老会、自治会公民館等での年間を通した各種講座、自治会での記念行事など
2-5	さと 里 なほみ	矢上町		沖縄三線で童謡など、大正琴で童謡と川柳を演奏します。また、和歌の詩吟やフラメンコを行います。	楽器の演奏やフラメンコの舞を楽しみ行います。	夏祭り、文化祭、敬老会、自治会公民館等での年間を通した各種講座、自治会での記念行事など
2-6	ながた 永田 としこ 利子	高城台 1丁目		民踊、舞踊	一人でも多くの方々に健康で明るい民踊を楽しんでもらいたいと思います。民踊を通して活力ある街づくりに貢献させて下さい。	祭り、文化祭、記念行事、子供会、敬老会、高齢者ふれあいサロンのレクリエーションのサポート 自治会、公民館等での年間を通した各種講座

【カルチャー講座サポーター】

番号	氏 名	住所	写真	内容	サポーターから一言	主なサポート行事等
3-1	もり 森 ひろこ 弘子	中川 1丁目		ドーナツ作り（サターア ンダギー） ヨリヨリ（中 華菓子） いろいろ	沖縄出身の方に習って、40年位前から作っています。地域の皆さん、親子でお菓子作りの体験をしてみませんか。手作りでおいしいですよ！	夏祭り、文化祭、敬老会、自治会公民館等での年間を通した各種講座、高齢者との食事会など
				保育サポート	県・市の一時保育ボランティアとして、25年活動していました。お母様方が地域活動で頑張っているとき、子供さんの面倒をサポートさせていただきます。	自治会公民館等での年間を通した各種講座、子育て支援活動など

【カルチャー講座サポーター】

番号	氏 名	住所	写真	内容	サポーターから一言	主なサポート行事等
3-2	ほんだ しずか 本田 静	ダイヤラント [®] 2丁目		子育てサポ- ト	子どもが大好きです。地域のお母さん方が勉強でふれあいセンター等を利用される時間などに、子どもさんを大切に預かりたいと思います。その時、私も子どもさんからパワーをもらっています。	子育て支援活動の行事、お父さんやお母さんが講座・講演等に参加されるとき
3-3	よしだ えみ 吉田 恵美	鶴見台 1丁目		童話、民話、昔話、絵本等の読み語り	デジタル化している現代に、生の声で語るお話は、子ども一人一人の感性と心を成長に促して大切にする手助けになる事と思います。	自治会公民館等での年間を通した各種講座、子育て支援活動など
				花あそび（こども対象）	四季折々の草花などを形にとらわれずに、手にとって触れたりして楽しむものです。	子育て支援活動、子ども会各種行事など
3-4	いのうえ ひでと 井上 秀人	片淵 1丁目		面白 長崎弁 講演	50代で自治会長を拝命し10数年になります。自治会活動、近隣の先輩自治会長と交流するなか、わたしたちのふるさと長崎のことを深く知る機会が多く、たくさんの面白い言葉、めずらしい言葉を学びました。それらの長崎弁を面白く、楽しく、講演します。サポーターとして『面白長崎弁講座』の表題で講演を予定します。	文化祭、敬老会、自治会公民館等での年間を通した各種講座、高齢者ふれあいサロン、自治会での記念行事、バス研修旅行など
3-5	さわたに しゅうぞう 澤谷 修造	夫婦川町		法的紛争登記手続きの解決に必要と思われる情報・法律知識の提供	裁判実務の経験、司法書士の資格を有していますので、その経験を活かし、活動ができればと思っています。	自治会公民館等を中心とした、各種講座、支援活動等

【歴史・まち歩きサポーター】

番号	氏 名	住所	写真	内容	サポーターから一言	主なサポート行事等
4-3	おおひら 大平 よしゆき 吉之	小ヶ倉町 2丁目		地区内のまち 歩き、史跡ガ イド	長崎検定2級を 取得しています。 自治会や子ども会 などで、まち歩き を企画された際 は、楽しくガイド をします。 長崎さるくガイ ド・サポーターと して活動していま す。	花見、遠足、夏休 み関連行事（野外 キャンプ、工作教 室）など

記載例

届出書様式（第二十条関係）

令和 5 年 4 月 8 日

長崎市長 鈴木 史朗 様

所在地は「長崎県」からご記入ください。
また、「番」「号」「番地」等を省略しないでください。

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 さくら自治会

所在地 長崎県長崎市魚の町4番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 長 崎 一 郎

住 所 長崎市魚の町4番1号

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第1項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

事務所の所在地が「会長宅」
以外の場合はその施設の所在地を御記入ください。

1 変更があった事項及びその内容

(1) 変更事項

事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(2) 内 容

新事務所の所在地 長崎県長崎市魚の町4番1号旧事務所の所在地 長崎県長崎市桜町2番22号

新代表者の氏名 長 崎 一 郎

旧代表者の氏名 出 島 花 子

新代表者の住所 長崎市魚の町4番1号

旧代表者の住所 長崎市桜町2番22号

事務所の所在地が「会長宅」
以外の場合は変更がありませんので記載不要です。

2 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

実際に変更があった日をご記入ください。

3 変更の理由

任期満了に伴い改選を行った結果、代表者が交代したため。

認可地縁団体用

代表者の変更に係る総会議事録

自治会

令和 年 月 日 時 分 より、長崎市 の
において通常総会を開催した。

会員総数 名（世帯総数 世帯）

出席会員数 名（出席会員数には委任状を含む）

上記のとおり出席があったので が通常総会を開催する旨を宣し、
議長には満場一致で を選任し、次のとおり議事を進めた。

第 号議案 会長の改選及び代表者の承認について

議長は、任期満了に伴う新会長の選出について諮ったところ、新会長に
を選出すること、及び地方自治法第260条の2第2項に定める
「地縁による団体」の代表者として選任することについて、承認を求めたところ、
全員異議なくこれを可決し、承認した。

議事の経過の要領及びその結果を明確にするため議事録を作り、議長及び議事録署名人
がこれに署名し、押印する。

令和 年 月 日

自治会 通常総会

総 会 議 長

印

議事録署名人

印

議事録署名人

記 載 例

印

代表者の変更に係る総会議事録

さくら 自治会

令和 5 年 3 月 26 日 19 時 00 分より、**長崎市魚の町〇番〇号の
さくら公民館**において通常総会

「総数世帯数」ではなく、**世帯員（個人、未成年者等を含む）**
の数です。

会員総数 1 7 2 ← 名（世帯総数 6 2 世帯）

出席会員数 1 3 7 ← 名（出席会員数には委任状を含む）

会員総数の過半数以上の出席が必要です。

上記のとおり出席があったので **会長 出島 花子** が通常総会を開催する旨を宣し、
議長には満場一致で **稲佐 次郎** を選任し、次のとおり議事を進めた。

第 1 号議案 会長の改選及び代表者の承認について

議長は、任期満了に伴う新会長の選出について諮ったところ、新会長に
長崎 一郎 を選出すること、及び地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 2 項に定める
「地縁による団体」の代表者として選任することについて、承認を求めたところ、
全員異議なくこれを可決し、承認した。

議事の経過の要領及びその結果を明確にするため議事録を作り、議長及び議事録署名人
がこれに署名し、押印する。

令和 5 年 3 月 26 日

さくら 自治会 通常総会

各団体の会則に基づき、総会議長
及び議事録署名人の署名や押印が
必要です。会則をご確認ください。

総 会 議 長 稲 佐 次 郎

議事録署名人 浦 上 三 郎

議事録署名人 大 浦 アイ子

稲
佐浦
上大
浦

令和 5 年 4 月 8 日

本書は、原本と相違ないことを証明する。
さくら自治会 代表者 **長崎 一郎**

議事録をコピーしたも
のに、**新会長**が署名し
てください。

認可地縁団体用

承 諾 書

地方自治法第 2 6 0 条の 2 の規定に基づく「地縁による団体」の代表者となる
ことを承諾いたします。

令和 年 月 日

自治会

代表者

記 載 例

承 諾 書

地方自治法第260条の2の規定に基づく「地縁による団体」の代表者となる
ことを承諾いたします。

総会の日、あるいは、それ以前
の日付をご記入ください。

令和 5 年 3 月 2 6 日

新たに代表者（自治会長）となる方の
署名が必要です。

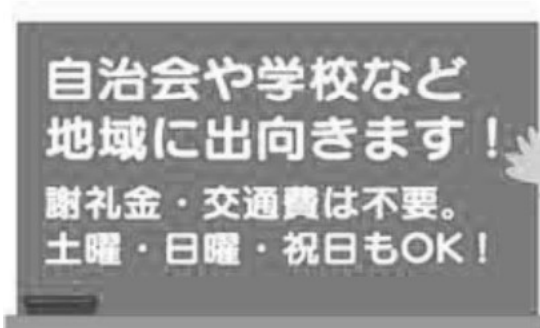
さくら 自治会

代表者 長 崎 一 郎

長崎市消費者センター

消費生活出前講座

長崎市内であった消費者被害の事例や対処法、お買い物が社会や環境に影響などについて、DVD上映や寸劇なども取り入れて、わかりやすく、楽しくお話しします。



お申込みは
裏面申込書か
オンラインで！

※原則15名以上

講座名 (所要時間)	内 容
悪質商法の被害にあわないために (60分～90分)	契約の知識や長崎市内で発生した最新の悪質商法の手口や対処法などについて、DVD上映や寸劇、クイズなども取り入れながら、楽しく学びます。
お買い物でSDGs！ (60分～90分)	普段何気なくしているお買い物。実は社会や環境を変える力をもっています。お買い物とSDGsとの関わりや、これから私たちがとるべきお買い物の姿について一緒に考えましょう。

◆申込方法◆

① まず電話095-829-1500で仮予約

② 申込書をメール、FAX、郵便、オンラインで

※土日可。月曜(祝日の場合は翌平日)休み。

◆申込先：長崎市消費者センター◆

〒850-0877長崎市築町3番18号メルカつきまち4F

電話 095-829-1500 ファックス 095-829-1511

メール syouhi@city.nagasaki.lg.jp

出前講座申込用紙【FAX095-829-1511】

団体名			
代表者	住 所：〒 氏 名：電 話：		
担当者 ※代表者と同一の場合 は記入不要	住 所：〒 氏 名：電 話：		
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
場 所 ※申込者で手配	(住所：)		
設備の有無 ※設備有の場合 チェック	☐ パソコン ☐ プロジェクター ☐ HDMIケーブル ☐ スクリーン (※ホワイトボード可) ☐ 延長コード (電源タップ) ☐ スピーカー ☐ マイク		
希望講座	☐ 悪質商法の被害にあわないために ☐ お買い物でSDGs! ☐ その他 ()		
参加者数	名	主な参加者 内容	一般・高齢者・ 学校 (小・中・高 年生)・ 大学・専門学校・ その他 ()

オンライン申請はこちらから！！



長崎市消費者センター 〒850-0877長崎市築町3-18-4F
 TEL095-829-1500 FAX095-829-1511 月曜 (祝日の場合は翌平日) 定休



令和7年度 市政と暮らしの 出前講座



長崎市の事業や制度について、わかりやすく説明します！

- 【対象者】 市内にお住まいか、市内に通勤・通学されている
原則15人以上のグループ
- 【開催日】 ご希望の日
(土日・祝日でも可。ただし、年末年始を除きます。)
- 【時 間】 午前9時～午後9時 (60分～90分程度)
- 【講演料】 無 料
- 【注意事項】 ・会場(市内に限る)はご準備ください。
・政治・宗教または営利を目的とした催しなどには、
ご利用になれません。
・リモート開催をご希望の場合は、別途ご相談ください。
・お申し込みから約2週間ほどで決定通知書を送付します。

開催予定日の3週間前までにお申し込みください。



市政と暮らしの出前講座



郵送・FAX による申し込みは
裏表紙の申込書をご利用ください。

お申し込み・お問い合わせ先

長崎市広報広聴課

電話 095-829-1114

FAX 095-829-1115

番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
1	長崎市がめざすまちの姿 ～2030年の長崎市って どんなまち？～	第五次総合計画とSDGsの一体的な推進について説明します。	都市経営室
2	長崎市におけるDXの取組み	DXとはどういうものかや、長崎市DX推進計画、長崎市におけるDXへの取組みなどについて説明します。	DX推進課
3	長崎創生と人口減少対策	長崎市の人口動向、将来の展望を見据えた人口減少対策の取組みなどを紹介します。	長崎創生推進室
4	長崎駅周辺のまちづくり ～鉄道事業（新幹線建設、連続 立体交差事業）を契機として～	鉄道事業（西九州新幹線建設、JR長崎本線連続立体交差事業）を契機として長崎駅周辺で進めているまちづくり（長崎駅周辺土地区画整理事業）について紹介します。	長崎駅周辺整備室
5	「コンパクトなまち」って いいよね！	人口が減ってもコンパクトで暮らしやすいまち（ネットワーク型コンパクトシティ長崎）にしていくための取組みを紹介します。未来の長崎について一緒に考えましょう！	都市計画課
6	みらいへつなげよう 地域のまちづくり ～みんなで、す～で！ながさき 虹色プロジェクト～	市では、地域のまちづくりを進めていくため「みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」を策定し、地域の様々な団体等がつながる地域コミュニティを支える仕組みを推進しています。 みんなでささえあい、安心していきいきと暮らし続けるために、既に活動している地域コミュニティ連絡協議会の活動内容を参考にしながら、地域できることを一緒に考えましょう。	地域コミュニティ推進室
7	長崎のまちをみんなで つくろう！ ～「よかまちづくり基本条例」の 理念に沿った市や地域の取組～	長崎をもっと「よかまち」に！ 「長崎市よかまちづくり基本条例」の紹介と条例に沿った「まちづくり」について、一緒に考えてみませんか？	自治振興課
8	「協働」って知っていますか？	「協働」とは何か？ 市民と市役所が力を合わせれば、大きな成果が生まれることも！協働の具体的な事例も紹介します。	市民協働推進室
9	常設型住民投票制度について	令和4年4月1日施行の「長崎市住民投票条例」について説明します。	総務課

番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
10	NAGASAKI WORK STYLE ～長崎で働こう！～	就活を控える学生のみなさんや、その保護者の方向けに、長崎市の就労に関わる特色、長崎市が行っている就活に役立つ取り組みを紹介します。	産 業 雇 用 政 策 課
11	まちぶらプロジェクト！ ～まちなかの賑わい再生を推進～	歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか（新大工～浜町～山手）」の5つのエリアにおいて、それぞれの個性や魅力の顕在化を進め、市民と一体となって賑わいの再生を図る取り組みを紹介します。	まちなか事業 推 進 室
12	ある日突然バスが来なくなる!?	地域から人が減り、公共交通機関の利用者が減れば、いずれバスは来なくなる…。地域の足を守り育てるには何をすべきか、一緒に考えてみませんか？	公 共 交 通 対 策 室
13	『ついで』のチカラ ～ボランティア輸送のススメ～	お買物や病院などにお出かけの際、ご近所の方を『ついで』に送ってあげる。それが「ボランティア輸送」です。移動に困っている方を、地域の力で支えられないか一緒に考えてみませんか？	公 共 交 通 対 策 室
14	持っていますか？ マイナンバーカード	マイナンバーカードの概要や申請方法、活用方法を説明します。	住 民 情 報 課
15	「本人通知制度」を 知っていますか？	住民票や戸籍の不正取得の未然防止を目的とする本人通知制度（証明書を第三者に交付した後に、そのことを事前登録者にお知らせする制度）の概要や申込方法を説明します。	住 民 情 報 課
16	入っていますか？国民年金	公的年金制度の仕組み、免除や将来の年金額を増やす方法、退職後の年金手続きなどについて、説明します。（若年層向け）	住 民 情 報 課
17	ごみの分別～あなたもごみ分け 名人～	家庭から出るごみの正しい分別方法や4R（ごみ減量のポイント）について説明します。ごみ分け名人になって大事な資源を守りましょう！	資 源 循 環 課 (日：廃棄物対策課)
18	捨てるだけではもったいない！ 食品ロス削減と不用品の再使用	家の片付けで、出てくる「まだ食べられる食品」「まだ使えるもの」。そのままごみとして捨てるのはもったいない。余らせない、再使用することでごみを減らして、環境によい片付け方をしましょう。食品ロスの削減と不用品の再使用（リユース）についてご説明します。	資 源 循 環 課 (日：廃棄物対策課)
19	水道管凍結対策講座	気温が氷点下になると、水道管などが凍結・破裂する場合があります。ご家庭でもできる水道管の凍結対策を実演します。	上 下 水 道 局 総 務 課

番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
20	お買い物でSDGs！	普段何気なくしているお買い物。実は社会や環境を変える力を持っています。 お買い物とSDGsとの関わりや、これから私たちがとるべきお買い物の姿について一緒に考えましょう。	消 費 者 セ ン ター
21	悪質商法の被害にあわないために	長崎市内で発生した最新の悪質商法の手口や対処法などについて、DVD 上映や寸劇、クイズなども取り入れながら楽しく学びましょう。	消 費 者 セ ン ター
22	地域防犯講座	ニセ電話詐欺（特殊詐欺）、空き巣、ひったくりなど身近な犯罪の現状や地域でできる防犯活動の事例を紹介します。	自 治 振 興 課
23	わがまちの交通安全	交通事故の発生状況や交通事故をなくすための心構えを学びましょう。	自 治 振 興 課
24	住宅火災からいのちを守る！ ～こんなところから火災が発生している～	過去の住宅火災の発生原因を動画や再現実験で知り、日ごろからできる火災予防や、火災に遭遇した際の対応方法を学びましょう。	消 防 局 予 防 課
25	予防救急 ～救急事故を未然に防ごう～	高齢者や子どもが日常生活で発生させやすいケガ等を未然に防ぐための注意点を説明します。また、心肺蘇生法や AED の取扱方法について実技を行います。	消 防 局 警 防 課
26	「エマージェンシーコール ～119番通報の現状」～	火災や救急の場面で慌てず、通報ができるよう、119番通報のかけ方と指令室の様子を動画を見ながら学びましょう。	消 防 局 指 令 課
27	身近な防災について考えましょう！	自然災害から自分の命と大切な人の命を守るため、長崎市で発生した災害事例や避難に必要な知識、防災グッズについて説明します。	防 災 危 機 管 理 室
28	自主防災組織を結成して、地域でできる防災活動に取り組みましょう！	全国各地で起こっている災害事例をもとに自主防災組織の役割を説明します。 また、自主防災組織の結成方法、地域の自主防災組織の活動事例も紹介します。	防 災 危 機 管 理 室
29	地域防災マップ・ コミュニティタイムラインづくり ～地域における防災活動の第一歩！～	防災には、一人ひとりの自助（自分の身は、自分で守る）と共助（地域住民で助け合う）が必要です。 いざという時に適切な避難行動が取れるよう、地域の避難場所や危険な場所などを話し合い、地図に書き込みながら作成する地域防災マップと地域の防災行動計画であるコミュニティタイムラインを作成してみませんか！また、すでに作成しているマップの見直しについても進めています。	防 災 危 機 管 理 室
30	災害に備えて！ささえあいマップをつくりませんか？	災害時に避難が困難な方を把握し、地域での支援体制づくりに活用するため、「ささえあいマップ」を作りませんか？	各総合事務所

番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
31	空き家について考えよう～自宅を空き家にしないために～	長崎市の空き家の状況、空き家対策を紹介するとともに自宅を空き家にしないためにできることを考えるきっかけとなる講座です。	建 築 指 導 課
32	古い石垣が危ない！？斜面地の宅地の安全管理	万が一のがけ崩れなどに備え、宅地擁壁の点検や維持管理の方法を学びましょう。	建 築 指 導 課
33	長崎市公式LINE・ホームページのススメ！ ～情報で暮らしをもっと便利に！～	長崎市の公式 LINE とホームページをリニューアルし、暮らし、防災など暮らしに役立つ市政情報を、いつでも、どこでも、簡単に入手できるようになりました。 公式 LINE の登録の仕方から便利な使い方まで丁寧にご説明します。	広 報 広 聴 課
34	知らないともったいない！ 「長崎市の健康づくり計画」 ～スタートはよりよい生活習慣から～	長崎市の健康づくり計画を通して、数字から見える長崎市の健康課題と健康な生活を送るためのよりよい生活習慣のヒントをご紹介します。	健康づくり課
35	長崎版地域包括ケアシステム って何だろう？	長崎市の住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための医療・介護・介護予防・生活支援・住まいのシステムづくりについて説明します。	地 域 包 括 ケアシステム 推 進 室
36	人生会議をしましょう ～あなたの想いを大切な人へ～	人生の最終段階における医療・介護やこれからの生き方を元気なうちから考え、家族などと話しあうことを人生会議といいます。そのきっかけづくりとなる「元気なうちから手帳」を紹介します。	地 域 包 括 ケアシステム 推 進 室
37	知って得する！ 生活習慣病予防講座	高血圧や糖尿病など生活習慣病の特徴、食生活で気をつけること、日常生活で取り入れられる簡単な運動を紹介します。	各総合事務所 地 域 福 祉 課
38	長崎市の「食育」計画を学んで、 食生活を見直してみませんか？	「第4次長崎市食育推進計画」について紹介し、食生活改善のポイントをお話します。	健康づくり課
39	増えている「がん」を学びませんか？	がんの正しい知識や長崎市のがん検診を受ける方法を紹介します。	健康づくり課
40	知って防ごう！熱中症	熱中症の対処方法や予防方法について紹介します。	健康づくり課
41	気楽に学ぼう 「たばこと受動喫煙」	喫煙や受動喫煙が健康に与える影響や卒煙の方法について紹介します。	健康づくり課
42	健康長寿はお口の健康から ～オーラルフレイルをご存じですか？～	口腔の健康は全身の健康と深く関わっています。おいしく食べ、楽しく話し、明るく笑える人生を送るために、お口のケアの方法とかむ力を維持する方法を紹介します。	口 腔 保 健 支援センター (健康づくり課内)
43	インフルエンザなどの 感染症予防	インフルエンザや結核など感染症を理解し、正しい予防法と治療について学びましょう。	感染症対策室

番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
44	こころの健康	うつ病やストレスなど、こころの健康についての正しい知識を身につけ、その対応方法を学びましょう。	地 域 保 健 課
45	ゲートキーパー養成講座 ～自殺を予防するために～	自殺の現状を知り、私たちにもしできる自殺予防のポイントを学びましょう。	地 域 保 健 課
46	良い睡眠でこころの健康づくり	健康づくりのための睡眠指針とは？ 睡眠障害について学び、こころと体の健康づくりに取り組みましょう。	地 域 保 健 課
47	飲酒とこころの健康	適正飲酒とは？ より良くお酒とつきあう方法を学びましょう。	地 域 保 健 課
48	ペットも大切な家族、命の大切さを考えよう！	犬の殺処分ゼロの達成に尽力している動物愛護ボランティアの活動内容を紹介し、ペットの適正飼養、人と動物とのかかわり、命の大切さについて、一緒に考えましょう。「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」についても説明します。	動 物 愛 護 管理センター
49	地域で始める野良猫対策 ～始めてみませんか！地域猫活動～	飼い主のいない猫（野良猫）への不適切なエサやりがひき起こす問題や、猫の不妊去勢手術の必要性について説明します。 また、野良猫によるトラブルを軽減させるための方法のひとつとして、地域猫活動を紹介します。	動 物 愛 護 管理センター
50	認知症の予防	認知症に関する知識を身につけ、脳トレなど、予防のためにできることを学びましょう。	各総合事務所 地 域 福 祉 課
51	認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識を学びましょう。 認知症の人やその家族をできる範囲で手助けする地域の「認知症サポーター」を養成します。	各総合事務所 地 域 福 祉 課
52	フレイル予防で介護予防！	加齢にともない、身体が動かしにくかったり、気分が落ち込んだりしていませんか。 フレイル（身体的・認知機能の低下）予防のポイントを知り、健康長寿を目指しましょう。	各総合事務所 地 域 福 祉 課
53	介護保険サービスの利用方法	高齢により介護が必要な状態になったときに、どのように介護保険サービスを利用するか（利用手続き等）について説明します。	介 護 保 険 課
54	放課後子ども教室	地域でつくる「放課後子ども教室」の内容や開設までの手順を紹介します。	こ だ も み ら い 課
55	健全育成をめざして ～補導委員の活躍～	地域での健全育成活動など補導委員の活動を紹介し、	こ だ も 相 談 セ ン タ ー (こどもみらい館内)
56	長崎市の観光	長崎市の観光動向・観光行政の取組みについて説明します。	観 光 政 策 課

問い合わせ先 広報広聴課（TEL:095-829-1114）

※詳しい講座内容などお問い合わせの内容によっては、担当課へ引き継ぐ場合がありますので、ご了承ください。

番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
57	長崎の国際交流	長崎市の姉妹（友好）都市、市民友好都市、国際交流の取組みについて説明します。	国 際 課
58	世界文化遺産 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」	2015年に世界遺産に登録され、“登録10周年”を迎える「明治日本の産業革命遺産」。世界遺産としての価値や市内にある構成資産について説明します。	世界遺産室
59	世界文化遺産 「長崎と天草地方の 潜伏キリシタン関連遺産」	2018年に世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」。世界遺産としての価値や市内にある構成資産について説明します。	世界遺産室
60	わがまちの誇り！ 2つの世界遺産	わがまちが誇る「2つの世界遺産」。世界遺産としての価値や市内にある構成資産について理解を深めてみませんか。	世界遺産室
61	長崎市の文化財	往時をしのび、歴史の跡である長崎市の「文化財」について説明します。	文 化 財 課
62	歴史文化基本構想とは？	個性豊かな長崎市の歴史文化遺産を守り、まちづくりに活かすための取組みを紹介します。	文 化 財 課
63	つながる出島 ～出島復元整備事業～	出島の歴史と長崎市が取り組む出島の復元整備事業について説明します。	出 島 復 元 整 備 室
64	長崎のおさかなの話	長崎の水産業の特徴や長崎ならではのお魚・加工品について、長崎市の取組を交えて紹介します。	水産振興課
65	長崎市の農業	農業全般、担い手育成、有害鳥獣（イノシシ、シカ等）対策など、長崎市の農業の現状と取組みを説明します。	農 林 振 興 課
66	未来へつなぐ森林づくり	森林の役割や必要性、整備方法、間伐材の活用、長崎市公共建築物などの木材利用促進方針を説明します。	農 林 振 興 課
67	障害のある人もない人も共に 暮らせる社会の実現に向けて	障害福祉サービスや就労支援、障害を理由とする差別の解消や手話言語条例制定などの長崎市の取組みを紹介します。	障 害 福 祉 課
68	男女共同参画社会の実現に 向けて	男女共同参画社会とは？ 家庭・職場・学校などにおける男女共同参画について学びましょう。	人権男女共同 参 画 室
69	人権尊重社会をめざして	身近な人権問題を通じて人権を尊重することの大切さについて学びましょう。	人権男女共同 参 画 室
70	わたしたちの「じんけん」	お互いを尊重し合い、誰もが笑顔で過ごすことができるまちづくりに向けて、人権について考えましょう。	生 涯 学 習 企 画 課

申込方法

インターネットの場合：「市政と暮らしの出前講座」で検索し、
「インターネットで出前講座を申し込む場合はこちらから」をクリック。
または、QRからもアクセスできます。

郵送・FAXの場合：裏表紙の申込書をご利用ください。



長崎市出前講座利用申込書

(あて先) 長崎市長

次のとおり、長崎市出前講座を利用したいので、講師の派遣を申し込みます。

申込日 年 月 日

団 体 名					
代 表 者	住 所	〒 ー			
	氏 名				
	電話番号	() ー			
参加予定人数		人			
希望日時		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
テ ー マ		() 番 ()			
会場名・会場住所		○会場名：() ○会場住所：長崎市 ()			
その他連絡事項		【代表者と連絡担当者が異なる場合のみ記入】 ○連絡担当者： ○電話番号： - -			

【郵送・FAX での申込み方法】

「長崎市出前講座利用申込書」を、開催希望日の3週間前までに、
郵送または FAX で、下記のあて先までお送りください。

長崎市広報広聴課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(8階)

電話番号:095-829-1114 FAX:095-829-1115

(2) 参考例一覧

◆ 自治会の会則（規約）参考例（103～107 ページ）

会則（規約）は、その自治会の目的や事業、運営方法など重要な事項を定めるとともに、それぞれの自治会の個性が現れる大切なものです。地域の特色を活かしながら、民主的で効率的な運営がおこなえるように工夫しましょう。

※ 掲載している会則（規約）参考例は、地縁による団体の認可を受けようとする場合の例ではありませんのでご注意ください。認可を受ける場合の会則（規約）については、自治振興課の担当者までお問い合わせください。

◆ 総会の開催案内文、出席票・委任状等の参考例（108～109 ページ）

◆ 総会議事録の参考例（110 ページ）

◆ 事業計画書、事業報告書の参考例（111～112 ページ）

◆ 予算書、決算書の参考例（113～114 ページ）

◆ 個人情報取り扱い規則の参考例（115 ページ）

◆ 名簿作成の調査票の参考例（116 ページ）